

## フランス革命における公的扶助理論の形成

——立憲議会から立法議会へ——（二・完）

波多野 敏

はじめに

第一章 フランス革命初期の救貧策  
第一節 救貧委員会と公的扶助委員会

第二節 立憲議会の救貧策

第三節 立法議会の救貧策（以上五六巻三・四号）

第二章 革命の扶助理論

第一節 立憲議会の扶助理論

第二節 立法議会の扶助理論

むすび（以上本号）

### 第一章 革命の扶助理論

前章で見たように、革命の初期にはさまざまな救貧策がとられているが、それはアンシャン・レジームからの救貧策を基礎に、それに修正を加えながら暫定的な対策として当面の課題に応えようとしたものである。しかし、國家や法システムのあり方を根本から変えようとする革命は、アンシャン・レジームからの扶助制度の根幹を揺るが

## 四二

しており、革命の理念と整合的な扶助制度を構築することは急務であった。立憲議会の救貧委員会、さらに立法議会の公的扶助委員会は、新たな理論的基礎の上に新たな扶助制度を構築することをその任務とした。立憲議会の下、救貧委員会は、まさに革命の公的扶助理論というべき新たな理論的基礎を扶助制度に与えようとしたし、立法議会の公的扶助委員会も、救貧委員会の議論を引き継いで新たな制度を整備しようとしていた。

しかしながら、理論の基本的構造は、立憲議会の救貧委員会報告でほぼ固まっており、立法議会の公的扶助委員会の報告はそれほど独自のものはでていない。以下ではまず、立憲議会の救貧委員会の議論を整理し、革命期の扶助理論の特質を把握し（第一節 立憲議会の扶助理念）、その後、立法議会での議論を、立憲議会下での議論と比較しながら、その共通の理論的構造や、若干の相違点にも注意しながら整理しておく（第二節 立法議会の扶助理論）。

## 第一節 立憲議会の扶助理念

救貧委員会は一七九〇年から一七九一年の初めにかけて精力的な活動をし、立憲議会で数多くの報告を行つている。このなかには、当時の具体的な状況に対して暫定的な措置をとるための報告もいくつか含まれているが、それは別に扶助制度の基本原理からさまざまなタイプの貧困に対する具体的な扶助制度の提案、さらには浮浪者・物乞に対する刑事的な抑止策まで、扶助制度全般の体系的な構想がいくつかの報告で展開される。一七九〇年一月の活動計画に関する報告に始まり、第一報告から第七報告までの番号が付けられた報告が、こうした報告にあたる。この報告については、立憲議会ではほとんど議論されることなく、委員会の構想は実現しないのだが、この構想は、その後も立法議会、国民公会へと受け継がれ、国民公会の一時期に制定される公的扶助制度にもつながつてゆく。以下では、まず一般原理としての生存の権利とそれに対応する国家の義務についての理論を検討した後、より

具体的な制度の構想として、働くことができない貧者と働くことのできる健康な貧者に対する援助のあり方、そして、働く意思のない浮浪者などに対する刑事的な抑止策の構想について整理し、こうした革命期の扶助理論の特質を検討しておきたい。<sup>(2)</sup>

#### 生存への権利と国家の義務

救貧委員会の報告では、まず物乞<sup>(3)</sup>を撲滅するための法制度の基本的原理として、人権宣言では取り入れられなかつた生存の糧 substance の権利をあげ、これこそが法制度の基盤となるべきであると宣言する。

#### すべての人は生存の糧への権利を持つ。

これはあらゆる社会の基本的真理であり、そして人権宣言の中で一定の位置を占めることを絶対的に要求するが、委員会は、これが、物乞撲滅のためのすべての法律、すべての政治制度の基礎であるべきだと考える。各人は生存の糧への権利を持ち、社会はこれを欠く構成員すべてに生存の糧を供給しなくてはならない。そして、こうした援助は恩恵と見なされるべきではない。こうした援助は確かに、人間的な感受性を持つた心にとつて欠くことができないものであり、ものを考えるすべての人の願いもあるが、しかし、これは自分自身が貧しさの中にいるわけではないすべての人にとって厳格で必要不可欠な義務である。この義務は、決して、施しという名、施しという性質によって価値を下げられるべきではない。要するにこうした援助は社会にとつて神聖不可侵の義務である。<sup>(3)</sup>

生存の糧への権利は一個の基本的人権として認められるべきであり、各社会の構成員について生存の糧を供給することは、厳密な法的義務であり、憲法秩序のなかで捉えられるべきものである。貧者への援助は、単なる恩恵や

## 四四

道徳的な義務、人間性からする義務であるにはとどまらない。心ある人はつねに貧者への施しについて心を碎いてきたが、生存の糧への権利はこうした施しとは一線を画する法的な権利の問題であり、しかも、憲法上の人権の問題であるというのが救貧委員会の基本的立場である。

貧者の生存への権利や貧者を援助すべき国や社会の義務については、その内容は必ずしも明確ではないにせよ、モンテスキューやチユルゴーらをはじめとして、アンシャン・レジームの末期から何人かの、有力な論者によつて触れられてきている。だが、救貧委員会は、こうした問題を憲法上の問題、基本的人権の問題として捉えようとする。救貧委員会は、いまだかつてこうした問題が憲法上の問題として考えられたことはなかつたし、またアンシャン・レジームの扶助制度の基本的な誤りは、こうした援助を憲法上の問題として捉えなかつたことにあると言う。

いまだいかなる国も貧者を憲法において考察したことはない。多くの人が貧者に援助を提供することに心を砕き、多くの人がこの援助行政の原理を求め、それにアプローチした者もいる。しかし、いかなる国においても、援助行政を定めた法律は憲法レベルのものではない。貧者に慈善を行なうことはつねに考えられてきたが、貧者の社会に対する権利や社会の貧者に対する権利が明確にされたことはない。ここにこそ、フランス憲法が果たすべき大きな義務が存在する。いまだかつて、こうした人権が認められたことも尊重されたこともないからだ。<sup>(4)</sup>

貧者への援助を憲法上の問題として捉えることが、まず救貧委員会の基本的な原理となる。このような原理はいまだかつてどこの国でも採用されたことがない原理であるが、この原理を採ることが、いわばフランス革命が果たすべき一つの大好きな義務であると言われる所以である。

なぜ貧困は憲法上の問題となるのか。救貧委員会は、貧困の原因が、国をどのように組織化するかという憲法の

問題と密接に関連していると考えている。ある国が供給できる労働の総量以上に人口が多くなると、人口の一一定部分が仕事ができなくなる。委員会にとつては、これが貧困の第一の原因である。人口増大が国の繁栄の基礎だとはいわれるが、人口増大が国<sup>5</sup>の繁栄を確かなものとするには、人口の増大に応じた労働の量も増大しなければならない。フランスはその領域も広大で、多くの肥沃な土地を持ち、さまざまな産業も発達しうる国であり、現在よりもはるかに多くの住民を養うことができるにもかかわらず、現在は四〇〇万から五〇〇万人の人々を貧しく困難な状況に置いている。<sup>6</sup>ここで、新しい憲法、つまり新しい国の構成によつて、農業をはじめとする産業の活力を高め、貧困を根本から攻撃し、新しい憲法によつて貧困を撲滅することが期待される。たしかに、委員会の言うように、アンシャン・レジーム末では、こうした問題は「憲法」の問題としては捉えられてはいないが、社会の欠陥が貧困を生み出す原因となつていて、貧困への援助は社会の義務となるという考え方は、チュルゴーやネットケルにおいても見いだすことはできる。この点では、委員会の考え方もアンシャン・レジーム末からの連續性も持つていて、しかし、「貧困はすべての大きな社会に内在する病である。良き憲法、賢明な行政は貧困を緩和することはできるが、しかし不幸なことに、根本からそれを破壊することはできない。多くの原因が不可避的に貧困を養つてゐる。」委員会は、良き憲法によつても取り除くことが困難な貧困の原因があるとして次のように述べてゐる。

いろいろな地方を襲い、その地方すべてに一時的大きな損害を与える災害は、その災害が襲つた地域全体に貧困をもたらす。こうしたこと別にしても、大きな部分の人があいかわらず所有を奪われていることは、憲法がどのようであれ、貧困の必然的恒常的な原因となる。産業が大々的に活性化することは帝国の繁栄にとって確実な方法ではあるが、これ自体が貧困という禍を永続させることになる。より多くの労働を提供する産業は、より多くの人間の力を使い、結果、貧しい階級の必要を賄う。習慣的に疲労した体は、充分な食事がなければ、簡単に障害を生む。ほかにも、その仕

## 四六

事に従事する人の命を縮め、働くことをできなくさせ貧困に陥れてしまうような職業もある。また、贅沢に仕え、裕福な人の気まぐれやまったくいろいろなタイプの労働を必要とする無数の状況のせいで、町全体をつねに猛烈な活動と死んだような無氣力との間で動搖させ、結果その住民を施しがなければ生きていけないようにしてしまうこともある。最後に、貧しい者の数は多く、つねに都市の相当な部分を占めており、冬の間には、その季節の長さに応じて貧者の数はいつそう増大する。

ここでは、基本的に財産を所有していない者が数多く存在し、そこから貧困の問題が生じてくることは把握されているが、この点に対する良き憲法による処方箋はとりあえずは考えられていない。さらに、産業自体の構造から生み出される人為的な原因による貧困も、自然災害などがもたらす貧困も同じレベルで捉えられている。委員会は、国のある方<sup>11</sup>憲法上の問題として、産業の振興や良き習俗の問題を考えているが、財産を持たず労働によつて生きてゆかざるを得ない者を消耗させるような産業構造の問題は、こうした問題として捉えられてはいない。現代のわれわれから見ると、財産所有の構造や産業構造から来る貧困は、良き国の構成<sup>12</sup>憲法によつて原因を取り除くことができるとができる問題のようにも思われるが、委員会の議論ではかならずしもそのように捉えられていない。

労働者が過剰な労働を強いられることにたいして、一九世紀後半からは労働時間の制限など労働のあり方を法的に規制することによって対応する。財産を所有せず、自らの労働によつて生きてゆくしかない者にたいして、どのような国のあり方を考えるか、こうした点は一九世紀から二〇世紀へと、ますます大きな問題になつてゆく。しかし、この一八世紀末の委員会の議論では産業の構造から低賃金で過剰な労働を強いられる労働者がおり、こうした過剰労働によつて労働者が病気や障害によつて働くことができなくなることは認識されているものの、こうした問題に対しても根本的な原因を取り除く処方は考えられていない。「不幸なことに、必然的に貧困を生み出す原因が存

在している。こうした原因があることで、社会には、法の十全な効力をもつて、その援助が要請されることになる。<sup>8</sup>」原因が取り除けないことから援助の義務が生じてくるのである。

だが、「法の十全な効力をもつて」といわれるこの社会の義務あるいは貧者の権利の内容は単純ではない。

この真理に（すべての人が生存の糧への権利を持つているということ（波多野注）十全な力を与えるために認めなくてはならないことは、働くことができる貧者に与えられるべき生きる手段は労働であるということである。健康な貧民が、悪習に染まり働かずいるとき、彼の持つ権利は厳密に生きるためだけの物にしかない。これは、社会が彼に生きる糧を拒否し、その死について非難されることがないようにするためである。最後に、健康でない貧者は全面的な扶助に対する権利を持つ。自分の力で生きてゆけない人の生活の糧の提供に寄与すべきであるということは社会に生きるすべての人の不可欠な義務であるとしても、社会によってこの目的のために要求される寄与が必要最小限を超えるとき、これは財産権の侵害となり、結果、不正義となる。<sup>9</sup>

貧困の第一の原因是国の構成の欠陥にある。「人々の悲惨は統治の誤りである。」良き憲法によつて、こうした貧困は大幅に減少させることができるのはずである。しかし、貧困の原因は多様であり、実際的な問題として貧困の原因をすべて無くすことは不可能である。こうした貧困の原因が、基本的に国の構成のあり方に関わっているとすれば、貧しい者への援助もまた、国根本的なあり方、つまり憲法上の問題として考えなくてはならない。だが、この生存の保障は労働の提供が基本であり、働くことができない貧者についての権利は厳密に生存を維持する必要最小限に限定される。最低限の生存の域を超える援助を要求することは財産権の侵害となり不正義となるからである。こうした生存への権利が限定された射程しか持たないことは予想できる。社会権的な響きを

持つこの権利は、実際にはどのようなものになるのか、その具体的な内容をさらに検討してゆく必要がある。<sup>(11)</sup>

#### 労働と貧者の分類

貧者への援助は憲法上の問題であるが、こうした援助を的確に行なうことは容易ではない。「眞の必要以上に援助を提供することは、社会に過剰な出費を課し、また資源のない貧者を不完全にしか援助しない。貧困への援助は怠惰や放蕩、将来への無思慮を奨励するものとなつてはならない。貧者への援助事業は、人間的かつ厳格なものでなければ、援助すべき貧民の数は無限に増えるだろうということは認めざるを得ない。」そして、「働く者に対しても豊富な労働を提供すること、これこそが社会の義務である。」財産がなく、自分の腕で働くしかない者も、仕事があるうちはたとえ貧しくとも慘めな貧しさではない。彼が慘めに貧しくなるのは仕事がないからであり、慘めさから絶望し犯罪者になるのは簡単である。「社会の義務は慘めな貧しさを防ぎ、これを援助し、生きるために働くことなければならない者に労働を提供し、働くことを拒否する者にはこれを強制すること、最後に年齢や障害のために働くことができない者にたいして労働とは違う援助を行なうことである。」<sup>(12)</sup>

このように、扶助の基本は労働である。「生きている者は社会に対して私を生かせという権利を持つとしても、社会は同様に彼にこう答える権利がある。おまえの労働を提供せよ、<sup>(13)</sup>と。」国家の役割は、労働のバランスのとれた組織化である。これに対し、働くことができるにも関わらず働かない者は犯罪者である。老人や子供も将来あるいは過去に働いたことが扶助を受ける理由とされる。

もし国家の行政が、国家における労働と労働なしに生きてゆけない者とのバランスをとれなければ、それは物乞や浮浪を促進し、生きるための資源のない者の貧困によつて生み出される犯罪が生じ、国家の行政自体が非難されるべきもの

となる。

軽率な慈善が無分別に働くなくとも給与を与えることになるとすれば、こうした慈善は怠惰の温床となり、克己心を挫き、国を貧しくする。

子供や老人などには社会は無償の援助をする義務があるが、それは将来働くことが約束され、またこれまで働いてきたからにほかならない。病人については、人間性からする感情から、まったく別の考察が必要である。<sup>14)</sup>

最後に、労働よりも物乞を好む人間はその瞬間から社会に対する犯罪者となり、迅速で厳しい処罰に値する。

扶助の基本は労働であり、労働の意欲があるか否かによって真の貧者と悪しき貧者が分けられ、真の貧者はさらに労働が可能か否かによつて分類される。

第一の分類——真の貧者、すなわち財産も資源も持たず、その生存を労働によつて獲得しようとする者。年齢によつてまだ働くことができない者、あるいはもはや働くことができなくなつた者。最後に、その障害の性質によつて継続的に活動ができない状態に置かれている者、あるいは一時的な病気によつて一時に活動ができなくなつている者。

第二の分類——悪しき貧者、すなわち職業的物乞・浮浪者という名で呼ばれている者で、あらゆる労働を拒否し、公的秩序を乱し、社会における禍であり、厳格な処罰を受けるに値する者。<sup>15)</sup>

この真の貧者と悪しき貧者の分類を基本として、さらに真の貧者は子供への援助、健康な貧民への援助、障害者や老人のための援助に分類され、一方で、悪しき貧者もまた、定まった住所があるかないかという基準でさらに分類がされ、それぞれに刑事的な抑止策を含めた対策が考察される。

## 五〇

委員会は、こうした分類に基づいてそれぞれ個別的に貧困対策を展開してゆくが、こうした援助に共通の規則もある。立法者はつねに、援助が充分でなく、不幸な者を放置してしまう可能性と、過剰な援助によって怠惰を助長し、良き習俗を破壊してしまう可能性との狭間に置かれている。援助に必要なかぎりで精確に公的資金を支出する必要があるわけだが、この必要を定めるための基準は、「国家によって扶助され国家の世話をなる者は、扶助の必要がなく自らの資源によつて生きてゆくことのできる者よりもよい条件下に置かれてはならない」ということである。この原則によつて、眞の必要性のみを援助することにもつながり、過剰な援助による怠惰や習俗の墮落も防ぐことができる。これは、道徳的、政治的、人間的な要請を満たし、社会にとつても徳を生み、眞の必要性を拒否しない、そうした基準であるとされ、この「財政的節約」というよりはむしろ道徳的警告としての原則は、公的な扶助のあらゆる側面に適用されることとなる。<sup>16</sup>

ここまで委員会の議論に現れている考え方は、基本的にアンシャン・レジームからの議論を引き継ぐものである。財産がなくとも働くことができれば惨めではない、仕事がないときにはじめて惨めになるというのはモンテスキュー以来の考え方である。働くことができる者には労働を提供することによつて援助をするということは、アンシャン・レジーム末期からの慈善作業所の構想の基本もあるし、それ以外の時代にもさまざまに試みられてきたことである。無思慮な施しが怠惰をかえつて助長するという問題は、例えばチユルゴーが百科全書の「財团」の項目で展開している議論をはじめ、アンシャン・レジーム末にはよく見られる議論である。また、貧者を働く意欲によつて良き貧者と悪しき貧者に分け、良き貧者への援助と悪しき貧者への処罰を分けることも中世末以来しばしば行われてきたことであり、本当に働くことができない者に対してのみ、食料などの労働以外の援助を行なうこと、働くことができる者に対しては、刑事的な抑止手段を使っても働かせることが必要であるとされるのもアンシャン・レジームからの扶助事業の一一面性を引き継いでいる。

さらに、こうした扶助事業の目的として、貧者の道徳化という問題も含まれていることにも注目しておきたい。過剰にならない適切な援助を提供することは、財政的な要請であるよりは、貧しい者を援助することによってかえつて怠惰を助長し、悪しき貧者を増大させることが無いようにして道德的要請であり、これによつて社会や人間の改良につなげてゆくことが目指されてもいるのである。

#### 平等で統一的な扶助

革命期の扶助事業は、アンシャン・レジームには見られなかつた性格も持つてゐる。扶助への権利は憲法的な秩序の中で捉えられることはすでに触れたが、もちろん自由・平等といった原理は扶助事業にも適用され、なかでも、法の下の平等の原理は扶助事業とも密接なかかわりを持つ。

法の下の平等は諸君の憲法の根本原理である。このすべての市民に共通の原理は、厳密に貧者の必要を満たす義務を持つた社会に、不幸と欲求しか持たずには扶助を要請する権利を持つた者たちにも同じように適用される。しかしながら、現在存在する施療院や慈善施設が、現在の収入を保持し、現在の権限を保持し続けるならば、この法の下の平等の当然の帰結である取り扱いの平等は破られる事になる。なぜならば、ある県やその一部では、病人や老人障害者が扶助のないまま放置され、他の多くの施設を持つところでは、過剰な扶助によつて、労働や将来へのあらゆる配慮をしないことがまかり通つてゐる。<sup>(17)</sup>

アンシャン・レジームの施療院などは基本的にそれぞれ独自の財源によつて自律的に運営されていたために、豊かな財源を持つところとそうでないとところとの間には格差が生じてくる。ここから、同じような貧者でありながら、

## 五一

一方で充分すぎる援助を受けられる者と、他方で充分な援助を受けられない者が出てくる。こうした状況は、法の下の平等に反するばかりでなく、過剰な援助が新たな貧困を生みだすという悪循環にもつながる。

これに対しても、委員会は、こうした施療院の財産の国家的な統一的管理を目指す。教会財産の国有化策は早くから採られていたが、とりあえずは慈善事業や教育にかかる部分は、事業が継続できるように財産国有化は先送りされている。だが、貧者の援助という國家の義務を果たすためにも、国家がその財源を確保する必要もあり、また、貧者に平等に援助を与えるとともに、無思慮な施しで怠惰を助長し新たな貧困を生みださないためにも、施療院などを通じた全体として管理されない無秩序な施しに代えて、国家的に管理された必要なかぎりでの援助を行わなければならぬ。そのためには「すべてを国家の手の下に共通資金として結合し、国家によって必要があるところに必要に比例して配分する」<sup>[18]</sup>ことが必要となる。つまり、これは一般的な教会財産だけでなく施療院の財産もまた国有化して、一元的に管理することである。

アンシャン・レジームの慈善事務所に見られたような、市町村レベルで税の徴収を行ないこれによって扶助を行うという考え方は委員会は採らない。これは不平等で正義に反する取り扱いに通じるからである。地方単位で税を徴収し扶助を行うとすると、この扶助は大なり小なり市町村の豊かさに左右される。また、一方で税を負担する側も地方ごとに格差が生じる。もっとも貧しい地方は、最大の扶助が必要であるにかかわらず、そこはたいていの場合、もっとも富の少ない地方である。であれば、不十分な扶助しか行われないか、あるいは扶助を受けない市民の負担が過剰に大きくなるかのいずれかである。一見簡単そうに見えるこの地方単位の扶助はさまざま不都合が生じ、実際には実施できないものであると委員会は考える。<sup>[19]</sup>

委員会は、国家の下に集められた施療院等の財産を基に「扶助基金」を作り、これによつて扶助事業に必要な資金を賄おうとする。<sup>[20]</sup>実際にこれで充分な資金が集められるかどうかといった問題もあるが、国家の下に集中された

資金を必要に応じて平等に分配することもまた必要になる。この基金は、国民議会の議決によつて、まず県単位で必要に応じて分配されるが、県毎に必要な状況も異なつてゐるので細かな点まで同じよう取り扱うことはできない<sup>(21)</sup>。さらに県では、受け取った資金を適切に管理する必要が出てくる。「不幸な者への援助はわれわれの憲法の基本的<sup>(22)</sup>部分である。援助のための基金を使って、これを配分し、扶助を行う行政は憲法上のすべての部門を管理するのと同じ原則同じ方法によらねばならない。」この基金管理はさまざまな配慮、活動、継続的な監視など多岐にわたる部分からなるので、専門の管理運用部門が必要とされる。委員会は、こうした管理部門を各県、各ディストリクトごとに置き、専門的に扶助行政にあたるよう提案する<sup>(23)</sup>。

そして委員会はこうした基金配分の基本原則と扶助を受ける基準を提示する。委員会は県毎の人口、税額、広さを基礎に、市民全体に対する能動市民の割合を加味し、またさらに当該地方での各種の物価の違いをも考慮すべきでもあるとされる<sup>(24)</sup>。また、扶助を受ける基準については、当該地域の一日あたりの労賃以下の労賃以下の税金しか払つていない者の名簿が作られ、これが基本的に扶助の対象となる。さらに三日分の労賃以下の税金しか払つていない者の名簿がつくられ、彼らは不慮の事故や、長期の病気、あるいは多くの子供を抱えることになつたりしたときには扶助を受ける可能性がある者と考えられる<sup>(25)</sup>。こうした基準は、単純な形式的基準ではなく、地域毎の物価や賃金の違いまでを考慮に入れた実質的な基準である。これには、貧者の必要に過不足なく応じる必要があるという配慮もあるが、現実にはこうした考慮は相當に複雑なものとなるだろうことは想像ができる。

アンシャン・レジームの扶助事業とは異なり、委員会は、あらゆる資金を国家の下で一元的に管理し、これを厳密に必要に応じて分配することを考える。アンシャン・レジームの扶助事業は、基本的に地方毎あるいは施設毎に行われていたが、こうした扶助事業の前提として各種団体の自律性があり、また、王国全体について平等に扶助事業を開拓するべしという要請も必ずしもなかつた。しかし、社団國家を否定し国民国家を生み出した革命は、各種

## 五四

団体の自律性を否定し、王国全体について統一的で平等な扶助事業を展開することを求める。委員会にとつては、全体的な法律もなく、統一的な計画もないまま、個別の規則やその時その時の状況に応じて扶助事業を行なつてきたことが、あらゆる場面で扶助事業の欠陥を生み出してきた原因である。<sup>26</sup>

「公的福祉は、援助の対象たる不幸な者しか目に入らない施しとは異なる。貧者の援助に際し、その対象たる人の援助を追及するのは当然だが、何よりも考えなくてはならないことは社会全体の利益である。」扶助は、無思慮な感情の問題ではなく、人に同情する徳といった問題でもない。扶助は、義務の問題であり正義の問題であつて、社会全体の利益につながるものでなくてはならない。「もし扶助の手段が公的利息への大きな観点と一致しないければ、扶助は、取り除こうとする悪を増大させ、悪を生み出す原因をより重大なものにしてしまう。」ここで扶助制度の根本に社会と貧者の道徳化という問題があることが明らかに見て取れる。貧者への援助が怠惰や無思慮を生みだし、新たな貧困を生みだすことにつながつてはならないのである。

こうしたシステムが実際に機能するのか、委員会は、こうした行政が複雑すぎて実施できないのではないかとう懸念にたいして、県の仕事は単純な作業であり、業務が行き詰まつたり、誤つたりすることはないと言うが、これはいかにも楽観的である。アンシャン・レジーム期に各団体が自律的にやつていたことが、充分な官僚機構もまだ発達していない革命期に、全国的なレベルでただちに実施できるとは考えにくい。實際、この時期の救貧制度が十分に機能していないことはすでに前章でも見た通りである。しかし、それでもなお貧者への援助は憲法的課題であり、法の下の平等という理念からしても、国家による統一的な扶助行政が求められる。各種団体の自律性を否定すれば、こうした団体に扶助事業を委ねておくことはできない。各種団体による全体としては無秩序な援助は、厳密に貧者の必要に対応せず、怠惰無思慮を助長し新たに貧困を生む。たしかに、国家的レベルで、援助の必要に厳密に過不足なく対応して資金配分を行ない、正義にかなつた迅速な援助を実現することは容易ではない。現実にも

この後、施療院の財産を国有化しようとした時点から革命の公的扶助制度は後退をはじめる。だが、扶助が求められ、扶助を行なう以上、予測されるさまざまな困難にもかかわらず、貧者の必要に精确に対応した国家的な扶助事業を開発することは革命の論理からも避けて通れないことであった。貧困を憲法秩序の問題、国家の構成の根本にかかる問題と捉え、一方、アンシャン・レジームの社团国家的秩序を否定する以上、いかに困難であっても、とりあえずはこれは乗り越えなくてはならない課題となつたのである。

#### 施しでもなく施療院でもなく

では、このような憲法的要請を満たし、さらなる貧困を生みだすことの無い、正義にかなつた扶助制度は実際どのようなものか。委員会は次のように言う。

公的福祉における贈与については、全体的觀点からある種の厳格さが必要であり、国家的繁栄のためには、労働よつて援助が与えられるべき者に、無償の贈与が与えられてはならない。資源を持たない品行方正な者が、自分の責任ではない状況によつて労働手段を奪われたとき、この者に対する扶助についても、同じような觀点は、絶対に必要である。<sup>29</sup>

自分の労働以外に生きる糧を持たない者は、日々の労働から疲れ、またつねに窮乏状態にあり、しばしば病氣になるが、こうした人間を社会は見捨てるわけには行かない。<sup>30</sup> また、捨子に対する扶助は、社会にとつては、この子供たちが将来成長して働き有用な存在になることで返還されるであろう貸付にほかならない。これに対して、老人への扶助は、不可能になつた労働の補完であると同時に、社会が彼らの勤勉な行動に対する満足していることの表明でもある。<sup>31</sup> 働くことができなくなつた病人への扶助は、彼らがそれまで行つてきたであろう労働と病が癒えたあ

と提供できる生産的な労働に結びつけられ、老齢化によつて働くことができなくなつた老人への扶助は、彼らがこれまで社会に提供してきた労働に基づき付けられる。そして、いまだ労働によつて社会に貢献していない子供への扶助は、将来彼らが社会に対して提供するであろう労働との関連で考えられる。さらに、労働を奨励することで、労働者を貧困から守り、社会をより大きな生産力を持った大衆で満たし、かくして個人の援助を全体の繁栄とを結びつけることができるるのである。単純に援助を与えるだけではなく、貧者が援助によって自らの労働で自律して生活することができるようになり、援助を必要としなくなることが重要であり、これがまた国家全体の繁栄にもつながるのである。<sup>34)</sup>

そして、このような扶助は、施設における扶助ではなく、在宅福祉を中心と考えられる。病人の在宅扶助を行うためには、医師を適切に配置し、貧者の治療にかかる費用は国家から支給される制度を確立する必要があり、また、家や家族を持たない貧者の収容施設の必要性も残る。<sup>34)</sup>さらに、重大で特別な病気のための病院制度を整備する必要もある。<sup>35)</sup>しかし、こうした費用を考えても、在宅扶助は、施療院に比べて費用が少くて済むだけではなく、お互いに世話をすることで家族の精神が維持され、自然な紐帯が強化され、親切心が養われ、より良い習俗が生まれるという利点がある。一方で施療院に入院する際の恥や嫌悪感にとらわれることがなく、誇りや独立心を維持することができ、将来への配慮や活力へとつながり、ここから「労働における活力、さまざまな費用の僥約、個人の幸福と国家的繁栄」が生まれてくる。<sup>36)</sup>

したがつて、子供や老人などに対しても在宅の福祉が提案される。子供たちを保護することは国の富を確保することであり、彼らの才能や徳は国家の力、国家の繁栄の手段である。子供たち自身の幸福は、公的な利益となる。<sup>37)</sup>しかし現在、子供たちは施療院で怠惰に育てられ、国は役に立たない危険な臣民を育てるのに膨大な費用をかけている。捨子は、保護するだけでなく、国に有用な臣民に育てなければならない。彼らの幸福を確保し、徳を維持し、

同胞市民の信頼を得るに値する人間にしなくてはならないのである。<sup>38</sup> 委員会は、これまでの施療院における養育に代わって、公権力の監視と援助の下に、捨子の養育に关心を持つ家庭で捨子を育てることと、養子制度によつて、捨子を国家に有用な人材として育てることを構想する。<sup>39</sup> 老人への扶助についても、現在の施療院におけるような死を待つ以外なんの希望もない状況に代えて、家族による在宅扶助を援助することが基本とされ、公的施設への収容は例外的な形式と考えられる。<sup>40</sup> この措置は、老人に可能な仕事を提供することで補完され、この仕事で、老人に死に至るまでより良き生き方をする希望を生み、若者にとっては、人生の最後まで働くという模範を示すことになる。<sup>41</sup> 委員会は、扶助事業の構想を、つねに単に扶助される者の幸福だけにとどまらず、この扶助事業が、良き習俗の発展につながり、社会全体の繁栄、幸福とつながることを考える。そしてその鍵となるのが労働と家族である。働くことができる者への扶助は、無償の施しではなく労働の提供にあることはもちろん、働くことができない者に対する扶助もつねに労働との関連で捉えられる。一方で、アンシャン・レジームからの施療院を中心とした扶助システムに代わって、在宅の援助を中心に据えることによって、費用の低減と、良き習俗の涵養をはかる。

#### 働く権利の不可能性

病人や老人・子供に対する援助は、労働との関連で考えられはしても、実際には彼らは働くことはできないので、労働を提供することは求められない。これに対して、実際に働く力を持つていてながら失業している者に対するのはそうではない。「労働は働くことができる状態にある人間に、賢明な政府が与えることができる唯一の扶助」であり、「健康な貧者は、財産も仕事も無い労働者のことにはかならない」。<sup>42</sup> 働くことができる貧者に対するはまさに労働を提供することが必要となるが、ここで問題となるのは、個々の失業者一人一人の仕事を提供することが必要なのか、それとも全体的な政策を通じて雇用を創出することで充分なのかということである。救貧委員会は次のように

論じ、明確に後者の立場をとる。

政府が個々の失業者に労働を提供しようとするなら、仕事を見つけられない者を精確に把握する必要があり、さらに仕事を求める者に対応して有益な仕事を用意していなければならないが、この二つの条件を満たすことはきわめて困難である。さらに、万人の幸福のために構成された国の法律は、良き習俗と労働への愛を養い、国家の繁栄に積極的な影響を持たねばならず、そのために、政府が仕事を提供するのは、絶対的に仕事を調達できない者だけに限られなくてはならない。しかし、どのようにすれば、この絶対的な不可能性というものを認めることができるだろうか。また、国が仕事を提供することで、多くの労働力を必要とする製造業者から労働力を奪い、産業発展を阻害し、国家の繁栄を妨げるという重大な問題にもつながるし、政府が、つねに仕事を求める失業者、その数はつねに変動するわけだが、こうした失業者に対して、有益な仕事を準備しておくこともできない。したがって、大きな国が失業者に仕事を提供するのは、個別的な手段によるのではない。こうした試みは、成功もしないし、国家を破滅させ、個々の企業を破壊し、貧しい階級に、政府が生きるために必要な必要について面倒を見てくるという危険な考え方を植え付け、さらなる怠惰、無思慮から貧困を生みだすことになる。こうした破壊的な禍は、賢明な政府は慎重に避けなくてはならない。<sup>43)</sup>

ここまで、神聖な社会の義務として語られてきた公的扶助は、健康な失業者に、怠惰を誘発することなく精確に必要かつ有益な仕事を提供するということの現実的な困難さに直面し、個々の失業者が仕事を求める「権利」を否定することになる。<sup>44)</sup>社会の義務に対応した個々人の働く「権利」はここでは認められない。社会に「義務」はあるが、それに対応して個々の失業者が個別具体的に「権利」を主張することを委員会は認めない。それは原理的な問題からの立論ではなく、国がこうした失業者に社会的に有益な仕事を提供し、しかも怠惰、無思慮を誘発しない均衡点を見つけることが現実には困難であるということから正当化される。

では、委員会がここまで強調してきた社会の神聖な義務はいかにして果たされるのか。「政府は個人個人に配慮する義務はないが、全体に配慮する義務を負う。政府は、その全体的立法によつて、生きるために働くことが必要なすべての人に、仕事を調達する手段を確保しなくてはならない。……政府が労働手段に働きかけるべきなのは、全体的影響によつてである。その介入は間接的でなければならない」<sup>(45)</sup>。政府の義務は、個々の失業者に個別具体的な仕事を確保することではなく、全体的な経済政策を通じて、産業の振興を図り、雇用を創出することにある。やや長くなるが、具体的に述べているところをみておこう。

市民それぞれに自らの重要性についての誇りを持たせ、自分の労働の果実を確保する自由は、労働を奨励するための第一の原理である。産業発展を阻害するものは、税の不平等であれ、権利の不平等であれ、すでに遠のいた。憲法は、豊かな労働や豊かな生産、国家の繁栄に対する障壁を打ち碎いた。しかし、立法がこの大きな第一の利益について関心を持つて監視しつづけることによつて、その歩みを容易にし、促進しなければ、その発展を全体に拡大し、帝国のすべての地域を豊かにすることを妨げる数多くの障壁が依然として残つてゐる。例えば、国内的には、税の性質やその徵収について、農業や商工業の振興、国土改良のためのより確実な手段の導入、交通のより完全な自由化が必要である。対外的には、海商に関する諸々の条約や、交換や販路の容易な確保は、国家的繁栄という有益な目的のために必要であり、この国家的繁栄はただ豊かな労働を基盤としており、あらゆる法律がうまく調和しなくてはあり得ないことなのだ。

公的な利益に仕えることによつて、個々の利益に仕え、貧しい者を援助し、すべての者に生産的仕事を確保するのが政府である。資本家の雇用を刺激し、消費を増大させ、生産を拡大し、国家の富を増大させるのが政府である。労働手段を与えることによつて、しかし、仕事を調達しなければならないという必要性によつて、人々の活動や思慮を刺激するのが政府である。政府は、各人が仕事の無いときには自分で仕事を探さなければならないという必要性を通じて、農業

## 六〇

や商業の必要に応じた労働力を確保する。すべての地方で、豊かな労働と生産によって給与が増大し、それを通じて一定の生活水準が確立され、さらにその生活水準は高められる必要がある。なぜならば、ぎりぎりやっていけるだけしか給与がもらえないれば、この労働者は公的扶助の世話をならないよう僨約をすることもできないからである。かくして、社会のすべての階級の絆は幸福によって結びつけられる。そして、貧しい階級も、その利益、その資源、その徳、その報奨によつて国家の繁栄に結びつくのである。<sup>(46)</sup>

個々の失業者の必要に応じて正確に労働を提供することの困難さを強調していたときの悲観的な調子とはうつてかわり、ここではまったく楽観的な調子で、全体的繁栄が個々の労働者の利益に結びつき、個と全体が調和的に発展する未来図が語られる。

ここで語られている経済政策の性格をどのように捉えるべきかは、これだけの叙述からはかならずしも確定的なことは言えないが、少なくとも単純な自由放任策ではないことは確かである。自由主義的な経済政策を採るにしても、アンシャン・レジームのさまざまな規制を撤廃するためには、とりあえずは国家的な介入は必要である。ここではそればかりではなく、産業を振興し、雇用を創出し、国家の富の増大を図るために、一定の国家介入が想定されている。そして、こうした国家介入のあり方は、国民議会の下、各種委員会の連携の下に考えられべき問題であり、救貧委員会だけで対応できる問題ではない。<sup>(47)</sup>

健康で働くことのできる貧者に対する援助は、慈善作業所のように直接に仕事を提供する形ではなく、総合的な経済政策を通じて間接的に雇用を創出することに限られる。これにともなつて、自由な労働市場を確保することもまた重要な問題となる。

もし労働者が、自由に自分自身の手筈を考え、行きたい場所に行って利益の上がる仕事を探すことにしたときに、彼がさまざまな障害に出会うとしたら、もつとも神聖な人権は守られないことになる。

王国の政治的利害はこの自由を断固として要求する。この自由を通じてはじめて、労働は自然に必要なところに配分され、産業はよく奨励され、あらゆる起業が容易になり、国家繁栄のために望ましい条件たる労働力の水準が帝国のあらゆる場で確立されるのである。<sup>〔48〕</sup>

アンシャン・レジームからの団体によるさまざまな規制は廃止され、個人の自由や商工業の自由が確立されることが国家的な繁栄を招き、貧困を撲滅するためにも重要な要素となる。国家による直接的な仕事の提供は、こうした自由市場の形成からも好ましくないこととされるのである。

これ以外に、健康で働くことができる貧者への援助策として、多くの子供を持つ貧しい家庭に対する子供の養育費の補助策や、季節的な失業者に対する作業所の設置など、一部直接的な援助策は提案されているが、これはあくまで補助的な対策である。<sup>〔49〕</sup> 健康で働ける者に対する無償の施しは禁止され、その扶助策は総合的な政策によつて雇用を創出することに限られる。それ以上に、直接失業者に仕事を提供する慈善作業所のような形態は、自由な労働市場の形成を阻害し、経済発展にとっての障害となるだけでなく、無秩序な無償の施しと同じように、労働者が自ら仕事を求める意欲を無くし、怠惰・無思慮を助長するものだとして否定される。働くことができない者への援助は国家の予算に基づいて、在宅扶助を中心とした直接的な援助策が採られるが、働ける者の援助については、国の総合的施策によって産業の振興を図り、雇用を生み出し、さらにこれが王国全体に適切に配分されることで、貧困の撲滅が目指されるのである。

最後に、委員会は、貯蓄制度の提案でこうした扶助制度の議論をまとめる。

## 六二

委員会の提案する扶助システムは、貧しい人の援助において次のことを目標にしている。つまり、労働を奨励し、怠惰と浮浪を撲滅し、習俗を再生させ、血のつながりから生まれる自然な感情を養い活性化させる、そして社会の幸福の基盤となる、あらゆる社会の徳を自覚めさせることである。この目的すべてにとつて、将来への配慮を奨励することがさらに必要である。力があり働くときに生活の糧の無くなるときのことを考えておくこと、厳しいときにでも自分自身で自律してやつていくことに誇りを持ち、公的福祉に頼らなくて済むようにやりくりをする人間が、徳のある有益なまつとうな市民である。このような人は間違いなく勤勉で、愛国心を持ち、義務を尊重し、家族を尊重する。こうした模範はまた、彼に習おうとする人を生み、子供の行いにも確かな影響を与えるであろう。<sup>50</sup>

年金制度は、将来への配慮、あるいは不測の事態に備えることを通じて、模範的な市民を生み習俗の再生につながる。しかし、公的な扶助がもつとも必要になる貧しい人々は、日々の暮らしに追われて、こうした将来への配慮をする余裕はなかなか出てこない。そこで、国が一定のイニシアティヴをとることが適切であるとして、貯蓄金庫の設立を提案し、詳細な計算も示している。<sup>51</sup>

## 悪しき貧者への処罰

以上、委員会の扶助構想の基本的な形は、働くことができない者には、在宅の福祉を中心とした直接的な援助を行なうこと、働くことができる者には、間接的な経済政策によって産業を振興し雇用を創出することが基本とされる。働くことができる者にも、若干の直接的な援助は考えられるが、こうした形の直接的な援助は補助的なものと位置づけられる。そして、年金・保険的な制度を整備することで、貧困そのものの予防をはかるということもまた構想される。労働権が認められない点は古典的な自由主義国家につながる面を持ちながら、その一方で、働くこと

ができない者に國家の責任において一定の具体的な援助が行われ、また働くことができる者に対する雇用を増やすために一定の国家介入が行われること、さらには保険・年金的な制度を国のイニシアティヴで整備しようとしていることなど、完全な自由放任策からは一步踏み出した面もある。

しかし、こうした「眞の貧者」に対する扶助策を提案する一方、働く意思のない「悪しき貧者」に対する刑事的手段を準備することも忘れられてはいない。委員会にとって、財産を持たない人間は、他人を害するのでなければ働かずには生きてゆけない。社会に身を置きながら、働かずには生きてゆこうすることは、すべての構成員がお互に有用であるということに基づけられる社会契約の本質から認められない。働くことができるにもかかわらず物乞によって生きてゆこうすることは、それだけ労働力が奪われることであり、これはすでに国家に対する大きな害悪である。物乞を職業とするものは、社会の中で「自分は怠惰に生きてゆくことを望んでいる。あなたの方の財産の一部を無償で私に譲りなさい。私のために働きなさい」と言つているようなものであり、有益な人の生活の糧を奪うばかりではなく、国家の富を減少させる。そればかりではなく、物乞は自分の欲求が満たされないと、より確実に自分の欲求を満たそうとして、まわりの人との戦いをはじめる。怠惰や浮浪といった状態は、必然的に無秩序や犯罪に結びつき、これを広めるのであり、まさに社会に対する犯罪となる。物乞は公的秩序を乱すものとして処罰される。物乞に対しては、あらゆる手段を尽くして労働の利点を教え導くことが必要であり、処罰を通じて、社会に有用な人間に改良することが目的とされる。<sup>52)</sup>

しかし、このように物乞を犯罪とするためには、充分な仕事が提供されているにもかかわらず、物乞をしているという、いわば自らの意思で物乞という職業を選択することが必要である。この点への言及も委員会は忘れていない。物乞が仕事を得ることができるという条件が無ければ、「処罰は不正義となり、社会の犯罪となる」<sup>53)</sup>。だが、社会が充分に仕事を提供しているかどうか、物乞がいわば強いられた失業であるのか、意思的な怠惰であるのかとい

## 六四

うことは、どのようにして区別されるのか。委員会は、個々の労働者が直接仕事を求める権利を認めなかつたが、これは、個々の労働者が絶対的に仕事を得ることの不可能性を判断することができないということが一つの根拠になつてゐた。であるとすれば、やはり処罰するに際しても、個々の労働者が、怠惰から働くにいるのか、本当に仕事を求めているにもかかわらず仕事を見つけられないでいるのかという点の判断は不可能ではないか。しかし、こうした点はとりあえずは抽象的に言及されるだけで、委員会は具体的な処罰のあり方に議論を展開してゆく。

委員会は、住所を持つ物乞は社会に対する犯罪を犯していると考えられるとする。この物乞は、過ちや怠惰によつて犯罪にいたつたかもしれないが、必然的に犯罪を犯さざるをえなかつたわけではない。なぜならば、委員会は次のように言う。「住所を持つているかぎり、彼は自分の属する市町村などの自治体の扶助を受ける権利が有り、同胞市民のヴォランタリーな扶助を受ける権利がある。同胞市民は、彼がまつとうで勤勉であることを知つていれば、絶対的な窮乏状態に放つておくことはしないだろう」と。一方、住所を持たない物乞については、その地方で扶助を受ける権利はなく、彼はその地では仕事を見つけることはできないので、その地を去れとしか言いようがない。<sup>(4)</sup>

しかし、いざれにしても、働くことのできる貧者に対しては、直接に仕事を提供する援助は基本的に否定されたはずである。間接的な政策で一〇〇パーセントの完全雇用が達成される保障は必ずしもない。抽象的に扶助を受けれる権利があると言われても、直接仕事が提供されず完全雇用の保障もないとすれば、なぜ失業が必然的な結果ではないと断定することができるのだろうか。くわえて、同胞市民のヴォランタリーな扶助は、怠惰無思慮を招くものとして繰り返し委員会は否定してきたのではないか。たとえ住所をもつて扶助を受ける「権利」を持つた物乞であつても、その雇用は直接的には保障されていないばかりか、失業者が仕事を求めて雇用のあるところへ移動することは、労働市場の自由化として国家発展のために必要なことだと委員会も考えていたはずである。ここでの委員会の理由づけはこれまでの委員会の提案してきた制度とは一貫性を欠いているようにも思われる。

もし住所を持った人間がそれでも物乞をしているとすれば、あるいは怠惰に取りつかれ浮浪への性癖によつて物乞という犯罪を犯しているとすれば、そしてまた、あらゆる手段を尽くして彼を良き市民たらしめる手段が提供されているとしたら、彼はおそらくより犯罪性が高いであろう。そして、どの程度再犯を犯しているかによって、つまりもし、自身と公的利益のために、彼を公的秩序にかなつた人間にするために継続的かつより強力な手段がとられているにもかかわらず彼が頑固に物乞を続けているのであれば、彼はより危険な存在となる。そして、ついには、職業的物乞、住所の無い浮浪者など、浮浪の悪習に完全に染まり、社会に改良の希望をまったく感じさせない、社会に対して恐怖を与えるしかない人間と同一視せざるを得ない。<sup>55)</sup>

物乞という犯罪の重大さは、「この犯罪を犯す人間の性質、再犯か否か、犯罪に伴う情状」<sup>56)</sup>によつて変わる。初犯の場合は、一定の警告を受けた後住所地に送り返されるが、住所地が明確にならない場合は矯正院に三ヶ月間収容される。再犯については、住所の有無にかかわらず二ヶ月、三回目四回目の逮捕になると、それぞれ六ヶ月、一年の収容となる。それ以上の累犯の場合は、矯正不能で危険な物乞として最低八年から三二年の追放刑となる。<sup>57)</sup>物乞という犯罪を何度も犯すということは、働き口が無いといった社会経済的な状況によるよりもむしろ、その人間の持つ性質に帰せられる。委員会にとって、社会があらゆる手段を尽くして彼を更生させようとしているにもかかわらず、彼が更生しないのは、社会の責任ではなく、犯罪者本人の責任なのである。ここでも、社会が雇用を保障できているかどうかは厳密には問われないまま、物乞の再犯は犯罪者自身の責任とされ、処罰の加重が論じられる。物乞という人間の持つ悪しき性癖は処罰によつて改良されなくてはならない。物乞の処罰の中心となる矯正院もこうした正義の原則にかなつたものとして考えられなくてはならない。委員会は、現存の物乞収容所は、この点で大きな問題があると考える。物乞収容所は、矯正施設の基本となるべき「労働の奨励、善への教導」とは無縁であ

り、正義の原則にかなつていなければかりか、過度に厳しい処遇が行われる一方で、充分な食事も与えられず、そこでの労働も充分ではない、さらにさまざまな犯罪者と区別なく収容され、内部の管理も満足なものではなく、費用ばかりがかかるなど、さまざま弊害を生んでいる。矯正院は、こうした物乞収容所とは異なり、正義と公的立場の原則にかなつたものでなくてはならない。<sup>(58)</sup>

労働への嗜好と労働の習慣を身に付けることがこの施設を作る目的であるので、勤勉な者と怠惰な者との間に処遇の差を設けることが必要となり、そして、この処遇の基準となるのはまさにこの労働なのである。例えば、充分なしかし最低限の食事が収容者に提供されるが、これが国が負っている彼らに対する義務であり、収容者の労働がこれを増やすのである。収容者の安樂は収容者自身にかかるており、この安樂という強力な日々の動機によって働く気持ちを起こさせ、収容期間を短くし、自由になつたときの経済策を準備しようという希望によつて労働へと決意する。これによつて収容者は必要に迫られて、怠惰な習慣から切り離され、収容者としての境遇を改善しようとする方法によつて、今回逮捕された悪徳、現在彼を抱えている物乞収容所の悪徳から残りの人生を守る方法を見いだすことができる<sup>(59)</sup>のである。

矯正院では、とりあえず最低限生きてゆくための食事がまず提供される。国が彼らに負っている義務は、彼らの死について国が責めを負わないように生きてゆく最低限の状況を保障することである。そして、それ以上の状況の改善は収容者自身の行いにかかるており、収容者が労働への意欲を持てば持つほど、その境遇が改善される。こうした方法によつて、物乞は勤勉に働く習慣を身につけ、勤勉な市民となつて社会に復帰できることになる。<sup>(60)</sup>そして、こうした方法によつても勤勉な市民となることのない矯正不能で危険な物乞は、フランスから追放される。何度も繰り返し物乞をするということは、もっぱら物乞本人の性癖の問題である。「憲法が追放刑によつて無く

そうとしている悪徳は、怠惰、怠惰への頑なさ、感覺の麻痺、そして、怠惰とあらゆる社会的義務を忘れることによつて生じる犯罪への傾向であり、そこから生じる貧困によつてさらに危険性を増す犯罪への傾向である。」追放刑は終身ではなく、一定の期間の定められたものであり、更生したと認められる物乞は帰国も許される。追放先でも、こうした物乞の更生が放棄されるわけではない。したがつて、追放される先は、生産性のある耕作可能な土地が残つており、豊富な労働力を必要としている土地でなければならないし、生産物は商業ルートに乗つて利益の上上がるものでなくてはならない。こうした利益によつて、受刑者の生活の必要が賄われるだけでなく、その地方の自律的な発展が期待されるのである。<sup>62)</sup>

委員会の報告は、アンシャン・レジームの諸制度を基礎にしながらも、アンシャン・レジーム以来の扶助制度に対する批判を取り込んでこれを組み建て直し、そして何よりも、革命によつて新しく作られようとしている国家体制の中で扶助制度を位置づけている点で、これは紛れもなく革命の扶助理論であると言える。具体的な扶助制度に関する立法が行われるのは、モンターニュ派独裁の時期を待たねばならないが、こうした委員会の考え方は、基本的にモンターニュ派独裁の時期まで、革命の扶助制度の理論的な基礎となつてゆく。革命の扶助理論は、すでに見てきたようにいくつかの点で論理的な一貫性を欠いているところもあり、また実現は困難であろうと推測される点も含まれている。さらなる革命の展開の中で、議論の中心となつていくメンバーも重なりつつも変化してゆくが、こうした中、この理論が立法議会にどのように受け継がれて行つたか、次節ではこの点を検討してゆくことにしたい。

## 第二節 立法議会の扶助理論

公的扶助委員会の基本的な役割も公的扶助制度の立法作業であったが、前章で述べたような行政的な課題に忙殺

されていた委員会が、扶助制度についての全体構想を報告したのはようやく一七九二年六月一三日のことであった。ヨンヌ県の代議員ベルナールによる報告は、当時印刷された報告書にして一〇〇ページを超える大部なものであり、長々と続く報告の途中では、一部の議員から報告を中断することも求められたが、なんとか最後まで報告は読み上げられた。<sup>(63)</sup> 報告終了後、議会は、この報告を印刷に付すことと、一週間後に第二報告を行うことが決定したが、実質的な審議はおこなわれなかつた。のみならず、ここで決定された第二報告も実際には行われず、八月二九日に印刷だけされている。<sup>(64)</sup>

報告では、生存への権利ないし生存の糧への権利を社会契約論から基礎づけたうえで、健康で働くことができる貧者への援助、働くことができない病人などの援助といった公的扶助制度のアウトラインを整理する一方で、物乞撲滅のための刑事的な抑止策を含めた構想が論じられる。立法議会の公的扶助委員会も立憲議会の救貧委員会の仕事を受け継ぐものであり、ベルナールも、「貧者の生存の糧を確保し、人生のどんな状況、どんな時期にあってもあらゆる必要を満たすようにすること」は、憲法上の基本的義務であるとの確認から議論を始める。公的扶助委員会も、立憲議会の救貧委員会が示した考え方を受け継いでいるが、若干の点で救貧委員会の報告を修正している点もあり、また救貧委員会の議論をより明確にしてくれている面もある。以下、こういった点に注意しながら、報告の内容を整理しておきたい。

### 生きる糧への権利

公的扶助委員会も生きる糧への権利を、憲法上の権利として位置づけるが、その根拠としてはルソー的な社会契約論が提示される。貧困の起源は社会が形成されたことそのものにまでさかのぼるのである。現代社会は貧富の差が非常に大きくなっているが、「金もなく、私の物あなたの物という区別もなかつた、貧困や富といった言葉もいま

だなかつた黄金時代」が想像される。この「原始的平等は、社会契約の翌日には破られ、すべての人の間で土地は分配され、地上の人間皆に全体として属することをやめた。そして法は各人に新たな所有権を保障した。」この時点では、原則として分割は平等に行われたが、平等は維持できなかつた。「計算ずくで何もしない者や生来の怠け者は、勤勉な者に依存して繁栄を得ようとする。勤勉な者はたちまち、仕事をせず先を見ない隣人の分け前と自分の分け前を結びつけるにいたる。新しい結びつきが生じると、弱い者は強者の保護の下に入り、あるいはむしろ、みずからすんで強者によって差し出された鉄鎖に手を伸ばす。……そうして、時代を経るにつれ人類にはあらゆる段階の貧困と富裕がもたらされるのである。」

不平等は文明の帰結であり、貧富の差が必然的な結果であるとしても、しかし、「大きな家族の各構成員を国に結びつけ、また国をその構成員各人に結びつける原始契約を執行するため、原始契約に従つて、国はすべての者の安全と保護の義務を負つており、富者の所有物と、貧者の所有物である生存は同じように公的誓約の保護下に置かれなくてはならない。」原始的平等は社会契約によつて所有が保障されることから破られ、貧富の差は文明の帰結として生まれてくる。社会を再び解体し、すべての物を共有にすることができたとしても、平等がいつまでも続くわけではない。しかし、この社会契約が保障しようとする所有によつて、富者の財産と同じように貧者の生存も保障されなくてはならない。貧者の生存は貧者の所有に属するものなのである。ここから、次の原理が生まれてくる。つまり「すべての人間は、健康な者は労働により、働くことができない者は無償の扶助により、生存の糧への権利を持つ。<sup>66</sup>」立憲議会の救貧委員会の議論でも生存の糧への権利は憲法上の権利として議論されていたことはすでに見たが、ここでも同様に生存の糧への権利が憲法上の権利とされる。そして、公的扶助委員会の議論では、その根拠としてルソーを連想させる不平等起源論と社会契約論があげられる。貧富の差の原因を文明の帰結としながら、社会契約によつて保障されるべき所有として貧者の生存を保障する義務を国に課すという議論で生存の糧への権利の根拠が

示されている点は救貧委員会の議論にはなかつた点である。しかしながら、この権利は、自由のように人間である限り無条件で認められるわけではない。生存の糧への権利が認められるには、社会と個人との相互的な関係の中で、社会に対する義務を果たすことが必要とされる。

#### 公的扶助の原理

「健康な者は労働により生きる糧を得る」というのは権利でもあるが、「この労働の必要は、社会と社会を構成する個人との間に義務の相互性を生じる。」扶助はとりあえずは社会の義務であることが確認される。人々はこれまで扶助を「恩恵」と考えてきたが、これは重大な誤りであった。扶助が恩恵だと捉えられたために、貧者は個々人の福祉活動に委ねられ、いわば国は貧者の運命を一時の感情に委ねてきたのである。このような偏見はこの重要な問題に関する決定の基礎とはなりえない。しかし、この義務は相互の義務である。「貧者の扶助は無償ではなく、貧者が扶助を受けるためには、交換に社会に労働を提供しなくてはならない。」貧者はみずから労働と引き換えにはじめて扶助を受けることができる。そして、この相互性は働くことができない病人、子供、老人にも拡大される。子供は将来労働を提供することができるだろうし、老人は過去に労働を提供してきた、病人もこれまで働いてきたし、病気が治ればまた働けるであろう。だからこそ、今この時点での扶助を受けることができるるのである。生まれながらの障害により一生働くことができない者であつても、その父や兄弟の労働が提供される。

そして、この義務の相互性という原則は、救貧委員会から一貫して言わることであるが、この原則が、公的な扶助制度に私的な福祉とは異なつた性格を与えることになるという議論も共有している。私的な福祉は今、目の前にある不幸にのみ関わっていてもかまわないが、公的な福祉は全体の必要性、全体の不幸に目を向けなくてはならない。目の前に不幸があるから助けるのではなく、扶助が必要であるから助けるのである。さらに、扶助が公的繁

榮にもたらす影響を考え、過不足なく精確な扶助を提供することが必要なのだ。扶助が不足するときは、人間の権利や社会正義の侵害となる。しかしその一方で過剰な扶助もまたさまざまな弊害を生み出す。

「扶助は完全でなくてはならないが、また扶助を受ける者は必要以上の物を受け取ることはできない。」働く者に対して、国は仕事がないとき、ないだろうと推測されるときにのみ仕事を提供しなくてはならないし、さらに、将来に備える感情を刺激するために、賃金は平均的価格よりも安くなくてはならないし、病人に対しても自立を促進する扶助でなければならない。扶助される人間が勤勉な人間と同じように快適な状態にいられるとすれば、働く意欲を失わせ怠惰に染まるであろう。老人や病人にたいしても、自分で財産を蓄えておいたのと同じような扶助を受けられるとすれば誰も僕約はしないであろう。となると、貧民はどんどん増加し、これを養うのに公的資産を持つとしてもまったく足りないほどになるであろう。<sup>(68)</sup>

私的な扶助は全体の必要を考えないまま目の前にいる不幸な者へ手を差し伸べる。しかし、公的な扶助は全体の必要に対して過不足なく扶助をしなければならない。不足は権利侵害となるが、過剰な扶助もまた扶助を受ける者の怠惰を助長し、将来への配慮を失わしめる。扶助によつて人間をかえつて堕落させてしまわないよう、扶助を通じて勤勉で将来への備えをしっかりと考える人間を作らねばならない。さもなくば、扶助の対象はどんどん膨れ上がり、公的な資産がいくらあっても十分ではなくなるであろう。生存は保障しなければならないが、また最低限の生存を保障する以上の扶助も許されない。扶助は過不足なく精確に行われる必要があり、「生存の糧への権利」は最低限の保障でなければならないと同時に貧者の扶助は国家の義務となるのである。<sup>(69)</sup>

#### 資金配分の規準

扶助が国家の義務であるとして、ではその資金はどのようにして調達し、どのように配分されるか。地方毎に資

金を調達するとなれば、豊かな条件の良い地方と貧しい条件の悪い地方との間に不平等が生じ、救貧税もつねに増大し、その一方で怠惰を招く。公的扶助に関する資金は中央によつて共通に管理され、その後県に配分されるという方式をとる必要がある。しかし、このシステムを確立するには施療院の制度を根本から変えなくてはならない。施療院も設立当初は地域の需要に対応していたかも知れないが、年月が経つうちに、扶助の需要とは一致しなくなつてゐる。立憲議会の下では、施療院に属する財産の売却が提案されていたが、公的扶助委員会も、各施療院の収入をひとつにまとめ、それを再配分することを考える。<sup>(70)</sup>

立憲議会の救貧委員会では資金の配分について四つの規準を提案してゐた。<sup>(71)</sup> 各県の能動市民の割合を考慮に入れられた人口、税額、広さ、一日の労賃である。このうち、税額と広さについては不合理であるとして退け、第一の規準については、公的扶助委員会は「三日分の労賃を課税されている能動市民はつねに必要を見たしていると考えるのは誤りである。逆に税額が三日分の労賃に満たない者を公的扶助に依ることから排除することは明らかに不正義であると考えるのが自然である」と言う。そして、公的扶助委員会は一〇日分の労賃を税金として收めている者の割合を考慮した人口をまず第一の規準とし、第二の規準として一日の労賃を考え、全国平均の労賃との比較で、配分額を増減するとしている。

そうしてこうして決められた配分額を基に実際に扶助事業を行ふ機関が必要である。委員会は県やディストリクトでは詳細が把握できないとして、さらに小さな単位であるカントンに各小教区からの市民を構成員とする新たな機関を置き、これに実際の扶助事業にあたらせる。資金が国庫から支出されればこれによつて社会の義務は果たされたことになり、あと何らかの不足があつたとしてもそれはこの資金の適用面での欠陥であると言われる。法によつて援助対象の貧者の条件は詳細に定められ、扶助行政は公開され公の監視下に置かれる。その一方で、貧者は隣人たちから公的扶助をうけることが慰めともなり、地域の人間関係を強化し、その中で貧者を社会に受け入れていゆ

く」ことが考えられる。<sup>(73)</sup>

アンシャン・レジームの施しや私的な博愛主義的活動とは異なり、国が扶助に関わるとなると、資金を中央で管理して、一定の規準で実際に扶助事業を行う地方に配分することで、全国的に不平等のない制度の運用が求められる。そのための規準としては貧困層がどれだけおり、扶助にたいする必要性がどれだけあるかということを把握する必要がある。こうした点については、公的扶助委員会の議論は、救貧委員会の議論と大差はないが、しかし、そもそも貧困というにはどの程度の収入でなければならないのかということについては共通の見解はない。立憲議会では三日分の労賃を税金として収めている能動市民はとりあえずは扶助の必要のないものと考えられたが、ここでは一〇日分の労賃の額を收めているものにまで扶助の可能性が広げられており、立憲議会に比べて手厚い扶助が考えられる。

さらに、扶助事業を実際に行なうことは末端の市民の無償の活動に委ねられる。扶助の詳細は県やディストリクトでは把握しがたいと論じながら、活動の基礎となる資金は中央から統一された規準で配分される。末端の市民と中央政府とが緊密な連絡が取れれば不可能ではないにせよ、こうした具体的活動が中央で全國統一の規準で機械的に決められた資金によって過不足なく行われるかどうかは必ずしも保障はない。扶助によつて社会的紐帯を強化するというユートピア的な構想もここでは語られるが、その実現は必ずしも容易ではないだろう。では、中央政府としてはどのような扶助事業を考えられているのか、健康な貧者、働くことができない貧者にたいする扶助の詳細がこの後の議論となる。

#### 健康な貧者への仕事の提供

働くことができる健康な者には仕事を提供することが求められる。この点でも救貧委員会からの基本的な考え方

は踏襲される。公的扶助委員会は慈善作業所にたいする警戒感も救貧委員会と共有している。社会的觀点から見れば、危機的な時期に多くの人間がひとところに集まることは、混乱の原因となり、公的秩序を乱そぐとする敵を利用するものである。国家的な觀点から見ても、作業所は費用を浪費するばかりであり、なによりも救済されるべき貧民の立場からもわざわざ遠くまで移動しなければならず、家族との生活もできなくなる。したがつて、仕事を求めれる貧者に対する扶助もすべて各カントンで提供されることが望ましいし、カントンに仕事がなくてもできるだけ近いカントンで仕事が提供されるべきである。各カントンの自治体や扶助機関で信頼が有り尊敬を集めている者の監督の下で、道路の整備その他の仕事が行われる。さらに、祝日が多すぎる点も問題とされる。労働は貧困をなくすもつとも確実な方法であるのに、王国では二〇日以上の祝祭日が定められ、この日は働くことができない。委員会は週のうち休みは一日よいとし、残りの六日間は労働に當られなくてはならないとする。<sup>(74)</sup>

働くことができる者には仕事を提供することによってこれを扶助するという原則は認められるが、しかし、この仕事は委員会がすでに論じてゐるよう、貧者の必要に応じて過不足なく提供されるのだろうか。慈善作業所は、アンシャン・レジーム末より普及してきたが、立憲議会の下で、男性向けの作業所は閉鎖された。治安問題から慈善作業所が閉鎖され、作業所のかわりに各カントンで仕事を提供するということはここで論じられているが、作業所とは異なった形で、しかも、失業者を扶助するに過不足のない仕事が確実に提供される保障はあるのだろうか。委員会は、フランスのような国で仕事がないことを想定することが馬鹿げていると言わんばかりの議論を開くし、どんな町でも有益な仕事はあると言う。<sup>(75)</sup>

そして、このような、どこにでも仕事があるはずだという楽観は、貧困の原因を労働者個人の資質に求めるこどにもつながる。貧困の第一の原因是、生存のための欲求と手段のアンバランス、仕事を求める人とこの人が雇われるべき、国が提供できる仕事とのアンバランスだとは言われながらも、そこからもつぱら個人の資質を問題とする

議論が展開されるのである。

（貧困の第一の原因は）とりわけこの階級の人間が持っている乗り越えがたい怠惰への性行である。彼らは、労働への愛があれば、ほとんどいつでも労働を手にすることができる、労働への愛に、必要を満たす心配を解消するまつとうな手段や確かな治療薬を見出すことができるはずである。それなのに彼らは、浮浪を好み、活力ある歳でいながら恥も無く戸口から戸口へ物乞をし、働くことができない貧者へのささやかな扶助を奪い、社会にたいして明らかな窃盜という罪を犯している。彼らは、社会から自分たちの身体で生産すべきものを奪っているのだ。<sup>76</sup>

したがつて、貧者に仕事を提供することは、こうした怠惰な人間を勤勉な人間に改造する手段としても捉えられる。「その性行からして怠け者で、仕事においても怠惰である人間は、こうした労働につくことで、勤勉な人間に変身するであろう」<sup>77</sup>また、際限なく労働を提供することで労働者の将来への配慮をなくすことがあつてはならない。労働者が、仕事が確実に見つかるようにして将来への配慮をなくしてしまうことのないようにも気をつける事も重要である。<sup>78</sup>祝祭日を減らすことともまた、「労働への愛にもとづく良き習俗への回帰を都市でも地方でも加速する」という利点を持つている。

健康で働ける者に仕事を提供することで扶助を行うという原則は揺るがないが、これは社会の義務、憲法上の義務と言われるわりには、怠惰を助長しないように多すぎず少なすぎず的確に仕事を提供できるかどうかという点は、具体的には論じられない。その一方で仕事を提供するということには、単にその仕事によつて貧者の生活の糧を得させるというにとどまらず、扶助を通じて、怠惰な労働者の性癖を改良して勤勉な労働者に作り替えること、また犯罪やさまざまな悪癖につながる習俗を、働くことを愛する良き習俗に改良するという目的がある。結局のところ

働かないのはもつばら労働者個人個人の性行が原因とされ、社会的に適當な仕事が提供されているかどうかは厳密には追求されない。社会の労働の提供義務は緩やかに捉えられるのに対し、後に見るようく、浮浪の処罰ということが定められ、個人の労働の義務は、働く者は働くなければ処罰されるという点でもきわめて厳格に捉えられることになる。以上の諸点も、立憲議会の議論を引き継ぐものであり、救貧委員会の議論のあいまいさもまた同じように継承されている。

#### 働けない者への扶助

働くことによって社会に有用な者たりえなくなつたとしても、人はさまざまな必要を満たさねばならず、その必要は働くことができるとき以上になる。子供や老人、病人などへの扶助もまた重要であるが、なによりもまず出産が問題となる。「帝国にとって繁栄のためにひとつの大好きな手段はその住民の広がりから帰結する」のであり、「出産の知識の無さから来る事故を防ぐ」ことが肝要である。「妊婦は専門家から教育を受け、貧民名簿に登録された女性については無料で出産ができる」とことを定め「新しい法律により、人間は母親の胎内にいるときからすでに国家による心遣いの対象となる」<sup>(8)</sup>のである。

そして子供や老人、病人への扶助は、救貧委員会と同じように在宅での扶助が基本とされる。子供に関する援助を捨子養育院に限れば、貧しい夫婦が子供を育てられない時には、子供を養育院に捨てるであろう。養育院で劣悪な条件の元で育てられた子供たちはたとえ授乳の時期を生き延びたとしても、虚弱で社会に対するサービスを提供することもできず、無駄な損失を重ねるだけである。この状態を解消するためには、在宅での扶助を確立しつつ、各県に捨子のための養護施設を作ることである。これによつて婚姻外の結びつきで習俗を乱すことなく、過度な厳しさで社会によりおそろしい帰結をもたらさないようにバランスをとることができる。こうして捨子の数は減り、

何事にも代えられない母親の愛情の下に育てられる子が増え、また捨子養育院でも、働くことへの愛情に向けた教育が受けられ、まつとうな市民として生きてゆくことができる<sup>(8)</sup>のである。

子供への扶助が社会の前払いであるのに対し、老人への扶助は社会が支払わねばならない負債である。孤独な老人にたいしては、養護施設が必要だが、家族のいる老人は家族の中で死を迎えるよう、在宅での福祉制度を考案しなければならない。老人に対する扶助でも、公的扶助で与えるものに関しては、控えめで、無駄の無い、厳格なものでなければならぬという公的扶助の原則は忘れられてはならないし、扶助によつて怠惰を助長することがあつてはならない。そればかりではなく、扶助を通じて貧者は将来への配慮をもつた勤勉な市民となることが期待される。委員会は議員に向かつて次のように呼びかける。

継続して働くなかで、少しずつ、いわば、そつとは意識しないままに、自分の働きのうちの一的部分を別にとつておくことができるようにして、この勤勉な人間の将来への配慮を支え、刺激することは、あなた方にかかっているのです。

公的な信用を基礎に、「人間の生の可能性を計算し、有用で勤勉な階級の人々がもつとも利益があると考えられる選択を可能にする」貯蓄制度を確立することでこれを可能にする。

もつとも良く貧困を取り除く扶助がもつとも良い扶助であると同じように、貧困を予防する扶助ももつとも良い扶助である。人が尊嚴の感情を持ち、自分の力だけで生きてゆくという感覚を持つとき、人がもつ誇りや自律への要求はある方を満足させるでしょう。人に扶助なしでやつてゆく手段を保障することは、扶助の手段を与えるよりも、みずからを認めさせる権利を得させることになるのです。

さらに、老人を養うべき子がいればこれが援助をするのが当然であり、余裕があるにも関わらず親を扶養しない子は能動市民の資格を剥奪される。<sup>82</sup> 扶助は社会の義務であると同時に、社会は扶助を通して、貧者や貧者の周辺にいる人間を勤勉で自律した人間にすることを目指しているのである。

病人にたいする扶助はこれまで施療院のみが唯一であったが、ここでもその問題点が指摘される。施療院では病人が援助されるのではなく単に捨て置かれているだけであり、その内部的管理などの面においても欠陥が多いのみならず、施療院があることによってかえって怠惰を助長している、等々アンシャン・レジーム以来繰り返されてきた批判がここでも取り上げられ、眞の貧者のみを収容するためには施療院の数は現在よりも少なくて済むはずであると論じられる。そしてこれに変わって、在宅福祉が提案される。病人も、今までの環境から切り離されて病人ばかりがいる施療院で扶助を受けるよりも、自分の慣れ親しんだ空間の中で家族に囲まれて扶助を受ける方が良いということである。そして、在宅扶助のために健康管理官を各カントンに置き、貧民名簿に登録された者には無料の治療が提供される。ただし、家や家族を持たない貧しい病人のための保護施設は必要であるし、通常の治療方法では対応できない病人にたいする治療施設は必要である。<sup>83</sup> さらに、子供や老人、病人は主体的な条件によつて働くことができないわけだが、客観的な状況によつて働くことが完全に停止してしまうケースを考えておかねばならない。つまり、洪水や火事など不慮の災害によつて働くことができなくなつたケースである。こうしたケースでも扶助は平等に行われなくてはならないが、何をもつて平等と見るかは難しい問題でもあり、最終的な判断は行政に委ねざるを得ない。<sup>84</sup>

### 物乞の撲滅

財産所有者は個人的利害から良き市民たろうとする、と委員会は論じる。しかし、財産を持たない者はそうでは

ない。彼が名誉や正義の感覚に無縁であれば、また徳の感覚がその魂に深く宿っていなければ、そして、怠惰や浮浪が彼にとって魅力であれば、公的秩序が乱れてもどうでも良いことだ。いやむしろ、彼にとっては公的秩序が乱れたほうが良い。彼は何も失うものが無く、立場が代ることですべてを得るかもしれない。新たな生活を始めるのに社会が覆ることを期待するしかないかもしれません。彼が再び立ち上がることができるのは、廢墟の上にのみである。だからこそ所有を広げ、物乞を撲滅する手段を考えなければならないのである。<sup>(85)</sup>

しかし人は何かをすることもしないことも自由ではないのか、あからさまに公的秩序を侵害することが無ければ物乞という生き方を選択することもまた自由ではないか。休息よりも労働を選択する義務を課すことはできるのか。社会がその構成員の労働によってしか存在せず、相互に助け合うことを社会契約自体の性質から引き出される義務とするとき、ある階級の人間が労働を拒否し、何も生産しないまま消費し、勤勉に働く人の生きる糧をむさぼることは許されない。したがつて行動よりも休息を好む物乞は、社会にたいして、みずからの無用さによつて負担をかけるがゆえに社会にたいして罪となるのである。<sup>(86)</sup>

人々に働く義務を課すことは歴史的にも古くから行われてきたが、これまでには仕事を提供することが無かつた。しかし、物乞を処罰するにしてもそれに先立つて、仕事が提供されていなくてはならない。仕事があるにもかかわらず働かないことで初めて処罰が可能となるのである。委員会は、怠惰を罰する前に仕事が提供されていなくてはならないということは認めている。

社会はその構成員の労働無しには存続できない。怠惰は厳しく罰せられねばならない。しかし、仕事がそこにはしかるべき豊富になくてはならず、仕事を提供する申し出があるにもかかわらず仕事に身を委ねることを拒否するということなどが処罰を行うに先立たなければならない。なぜならば、仕事によつて生活の糧を得られない人に物乞をすることを禁ず

るのは不正義であり非人間的であるからだ。

しかし、委員会は「健康を享受し、働く力を自分の思うように使える人間は働く権利を持ち、社会はあらゆる方面から彼に仕事を提供する」と言い、「すべての通り、すべての寺院、すべての公共広場が働き盛りの年齢の物乞に埋められる事はなくなる」と言うものの、具体的な労働の提供の仕方についてはこれ以上深められないまま、物乞の抑止策に議論は進められる。<sup>(87)</sup>

なによりも「働くことを頑固に拒否する者を連れてゆく矯正院」が必要である。矯正院は、労働を通して貧者を矯正する場となる。

とりわけ、そこに労働を導入することに心を砕かねばならない。労働こそが怠惰にたいして科される正当な刑罰なのである。さらに考えておかねばならぬ重要なことは、この人間は社会から切り離されるべき犯罪者ではなく、やがて社会に戻り、労働への嗜好と習慣によつて、まつとうな性質に再び戻れば、市民に戻る人間である。われわれの新しい法律が産業を再び活性化させ、怠惰を消滅させるにしたがつて、この矯正院は今ほど必要ではなくなり、その数も減る時代が来るであろう。

健康であるにもかかわらず働くないのは、本人の性質に主な原因があつた。矯正院がこの怠惰な性質を矯正すれば、怠惰な個人もまつとうで勤勉な市民として再生できる。これもやはり、「習俗の再生への第一歩」であり、「怠惰な人間を徳ある人間へと変える」ためのプロジェクトである。<sup>(88)</sup>

しかし、こうした対策によつても変わらない者がいる。「社会があらゆることをしてもかたくなに社会にたいして

何もしようとしている忘恩の徒は社会から遠ざけるしかない。」どうしても矯正できない者は追放刑に処せられる。追放された地では、同じような悪しき性癖の者が集まつており、誰もが他人のために働きはしない。しかしそこでも個人が集まれば、社会が発生する。秩序と労働なしに社会は成り立たないのであり、ここにも秩序と労働が必要であるであろう。しかし、この刑を適用するのは慎重でなければならない。フランス産業は多くの労働力を必要としており、祖国に有用な労働力を提供するあらゆる手段を尽くす前に、すでに少なくなつてゐる労働力をさらに減少させることは得策ではない。しかし、慎重にこれを考えれば、「怠惰で居の定まらない人種は、これまで未開で無人の土地に産業という宝をもたらし、勤勉であらゆる徳を備えた世代の苗木となるであろう。<sup>(89)</sup>」

物乞が禁止されるのと同じように、物乞に施しをすることもまた禁止される。同時に、修道院も、無償の施しを行ふことで、貧者に確実な生きる糧を与え、これによってかえつて貧困を助長するものとして否定される。このよう無秩序に施しを行うことがかえつて貧困を助長するというのは、アンシャン・レジーム末以来しばしば言われることである。だが、公的扶助委員会は、私的慈善を完全に否定するわけではないし、人間が同胞を助けようとう崇高な性質を否定するものではない。委員会は、法律だけでは対応できない細かな問題にたいする個人の福祉の余地を残す。もつとも、これもまた各カントン毎の登録を通して行われ、各人が思うままに施しをするわけではない。<sup>(90)</sup> 委員会は個人の、不幸な者にたいする施しをする心を窒息させないようにしなければならないが、しかし一方で無秩序な施しは怠惰を助長するためには禁止する。しかし、ここでは、法律では対応できない細かな点があるために私的福祉の余地が残されると言わながら、こうした施しをカントンで管理することで、量的にも質的にも精确に必要に応じた扶助が可能なのかどうか、全国で平等に扶助が展開できるのかといった、私的な福祉に供う問題については、つめた議論はされずに、委員会の報告は閉じられる。

## 八二

以上公的扶助委員会の報告は、救貧委員会の報告に比べればコンパクトにまとめられている。この立法議会下での議論は、公的資金の配分方法が救貧委員会の議論をもとに検討し直されている点、公的に管理された形ではあるが私的慈善の余地を残している点など、救貧委員会の議論とはやや異なる点を含んではいる。しかし、憲法上の問題、人権の問題として扶助の問題を考えようとしている点、扶助を社会の義務と考える一方で、扶助される個人にもまた労働の義務があり、扶助と労働が相互の関係の中で位置づけられる点、施療院ではなく在宅福祉を基本にして国家全体で一元的な福祉制度を構想しようとする点など、基本的な点では救貧委員会の議論を踏襲するものである。さらに、ルソー的な社会契約論が扶助制度の基礎としてあげられる点や、貯蓄機構の整備、物乞の処罰などにおいて、労働を構想の中心に据え、扶助制度を通じて、貧者を勤勉で自律した市民に変え、社会全体の習俗の再生へとつなげようとする考え方などは、この委員会の議論でいつそう明確に表れているような印象も受ける。いずれにせよ、本節の冒頭でも触れたように、この報告は立法議会では、途中中断された後なんとか最後まで読み上げられはしたもの、本格的な審議には入らなかつた。次に、扶助制度についての立法作業に取り組まれるには国民公会の時期を待たねばならなかつた。

## むすび

アンシャン・レジームの中間団体を否定し、教会を國家の管理下に置こうとしたフランス革命は、革命の初期から教会財産の国有化、聖職者民事基本法の制定など教会を国家の管理下に置く政策を進めた。教会はアンシャン・レジームにおいて救貧策の中心となつており、貧者の救済にあたる修道院などは、とりあえずは、こうした政策の例外として存続した。とはいへ、こうした反教権主義的政策にくわえて、封建制の廃止など革命的施策によつて、

従来の救貧制度の人的財政的基盤は大きく動搖することになった。また、アンシャン・レジーム末期から救貧策として進められてきた慈善作業所も、十分な効果を發揮しないまま治安に対する不安などから閉鎖に追い込まれる。このような情勢の中、救貧委員会、公的扶助委員会には従来の教会を中心とした救貧策に代わる新しい救貧制度を構想し実現することが求められた。

救貧委員会も公的扶助委員会も、アンシャン・レジーム下で中間団体が担つていた貧者への扶助という問題を、憲法上の問題、國のあり方の基本的な問題として捉え、国家的なレベルで統一的に行おうとする。貧者への扶助という問題を憲法上の問題、基本的人権の問題として把握し、國家が基本的な役割を果たさなければならないことを強調するのである。そして、両委員会を中心にして、不十分なものであつたにせよ、現実に貧者を救済する努力が続けられる一方で、かえつて怠惰を招き貧困を増大させると批判してきた施療院の問題点をあらためて指摘し、在宅での扶助策を中心に新体制の扶助制度を構想する。

しかしながら、新しい扶助は無思慮無計画に行われてもならない。過剰な扶助は、かえつて怠惰を招き、さらなる貧困を生みだす原因となる。アンシャン・レジームに行われてきた私的なイニシアティヴによる扶助は、全体として無秩序であり、計画的に必要な限りでの扶助を行なうことができず、かえつて貧困を生みだすことになる。また、豊かな地域が豊かな財源をもつて豊富な扶助を行なうことは過剰な扶助につながり、貧しい地域が充分な扶助を行なうことができなければ、これは人権の侵害となる。そればかりか、地域によって多くの扶助を受けることができる地域とそうでない地域があれば、これは法の下の平等に反する。扶助を、基本的に地域や各種団体の自発性に委ねてきたアンシャン・レジームのシステムはこの点からも否定される。扶助は國家の下で一元的統一的に過不足なく計画的に行われなくてはならない。

もつとも、このような精確な扶助をどのように実現してゆくかという点では両委員会の議論は十分ではない。扶

## 八四

助を社会的な義務としながらも、働くことのできる貧者に対する直接的な扶助策は否定される。アンシャン・レジーム末からの慈善作業所のような形で直接に仕事を提供することは否定され、働くことは個別的な「権利」としては認められない。社会の義務は、社会全体の産業の振興を図り、働くことのできる者のために充分な雇用を生み出すことで果たされる。個別具体的に仕事を提供することは、自由な労働市場の形成を阻害し、経済発展を妨げるという点からも否定される。しかし、このやり方で百パーセントの雇用を保障することはできるのか、両委員会の議論はこの点についてはあいまいなままである。

その一方で、委員会の構想は、単に貧者を援助することにとどまらず、扶助を通じて貧者をまつとうな市民に変容させ、社会の習俗を改善し、個人の幸福と国家の繁栄を導くことが狙いとされている。両委員会の構想は、あらゆる局面で労働を基盤としている。<sup>(91)</sup> 働くことができる者にたいしては労働を提供することで扶助を行うということだけでなく、働くことができない者に対しても、扶助を受ける者が過去にあるいは将来に労働を提供することができ、扶助を受ける理由とされ、労働との関連は失われない。そして、労働との関連をもたせることによって、公的扶助は、貧者を有徳な人間として再生させるものとなる。過剰な援助は怠惰を助長するというアンシャン・レジーム以来の議論はしばしばあらわれるが、援助を必要不可欠の援助に限定することは、財政的考慮であるだけでなく、道徳的考慮もある。過剰な援助による怠惰の蔓延を防ぎ、一方で扶助される貧者自身の労働と将来への配慮を促すこととこれと道徳化し、市民として生まれ変わらせ、さらには在宅福祉を通して、家族や社会全体の習俗を改良することと、そして個人と国家と共に豊かに幸福にすることが扶助事業の目的であった。したがって、扶助事業についての議論では、さまざまな面から、憲法を通じた貧者の道徳化、社会の習俗の再生について語られる事になる。<sup>(92)</sup> 貧者を有徳な人間として再生させるという側面は、悪しき貧者の処罰という面にもあらわれる。社会は、貧しい者を扶助する義務に対応して、貧しい者にその労働を提供せよと言う権利を持つ。そして、貧しい者が社会に対し

て労働を提供する義務は、この貧者が労働を求める「権利」とは異なり、いわば「法の十全な効力をもつて」要求され、労働の義務を果たさない者は、刑事的な処罰の対象とされる。物乞の処罰の際には、失業を生みだす社会経済的原因は考慮されない。社会が雇用を充分に提供できていないときに、物乞を処罰することは正義に反するとは言われるものの、この点に関する考察が深められることはない。社会があらゆる手段を尽くして貧困を無くそうとしている時に、物乞を続けているのはもっぱら本人の責任であるとされ、この処罰が論じられ、処罰を受けても更生しない再犯者に対する刑の加重が論じられ、矯正不能な物乞の追放刑が論じられる。

革命政府は救貧委員会や公的扶助委員会を中心に、予算を確保し、扶助事業を展開しようとしたが、委員会の議論が日指したように、確保された予算を効率良く使い、的確に国家的レベルで扶助事業を進めてゆくことは至難であつた。当面、確保された予算がどのように使われたか、あるいはそもそも予算が使われたのかどうかすら中央政府は十分に把握できていない。さまざまな革命的な重要課題に紛れ、立憲議会や立法議会のもとでは、委員会が構想する扶助制度については、議会で十分審議されることのないまま、暫定的な貧困対策に追われていく。しかし、この後国民公会のもとでは、こうした構想を受け継ぎながら扶助制度に関する法律が制定される。労働を基盤として新しい体制を支える新しい人間、新しい市民を創ろうとする委員会の構想は、モンターニュ派が実権を握ったのちにもその基本は受け継がれ、立法化されてゆくようと思われる。国民公会のもとで実現してゆく扶助制度はどのようなものであったのか、この扶助制度は立憲議会、立法議会の構想どとのような関係を持つのか、目まぐるしく移り変わつてゆく情勢の変化の中で扶助制度はどのように変遷してゆくのか、こうした点については稿をあらためて検討することにしたい。

(1) 救貧委員会の報告は、*Archives parlementaires* にも収録されているが、いわでは Camille BLOCH et Alexandre TUETEY

## 八六

(éd.), *Procès-Verbaux et rapports du comité de mendicité de la constituant 1790-1791*. Imprimerie nationale, Paris, 1911. 取  
録（おとぎ）れで、こどもを参照（あてらし）した。いにせ、大小二回の報告が取められたが、扶助制度の全体構想に關わるのは八つやあ  
り、その他の報告は當時の現状の状況の中や取られた暫定的な対応策に関するものである。むろん、暫定的な対応策に  
も、救貧委員会の基本的な考え方は反映されており、全体的な基本構想の闇（くら）をうかがうるものもある。  
いはうやうやかな、基本的な八つの報告の口詩（くじ）には次を述べ。(cf. *Ibid.*, pp. XXXIX-XL)

「七九〇年六月」<sup>11</sup> 〔正〕 Plan de travail du Comité.

「七九〇年七月」<sup>12</sup> 〔正〕 Premier rapport du Comité. Exposé des principes généraux.

「七九〇年八月」<sup>13</sup> 〔正〕 Second rapport du Comité. Etat actuel de la législation.

〔正〕 Troisième rapport du Comité. Bases constitutionnelles du système général de la législation et de l'administration des secours.

「七九〇年九月」<sup>14</sup> 〔正〕 Quatrième rapport du Comité. Secours à donner à la classe indigente.

「七九〇年九月」<sup>15</sup> 〔正〕 Cinquième rapport du Comité. Estimation des fonds à accorder au département des secours publiques.

「七九一年一月」<sup>16</sup> 〔正〕 Sixième rapport du Comité. Sur les bases de répartition des secours. Il «annule» le troisième rapport du 15 juillet.

「七九一年一月」<sup>17</sup> 〔正〕 Sixième rapport du Comité. Sur la répression de la mendicité.

〔正〕 Septième rapport du Comité. Résumé sommaire de son travail.

表題（ひょうだい）からわかるように、第六報告が刑事的な原理に關わるか、第四報告が社会的なタイプの  
貧者に対する具体的な対策、第五報告が刑事的な抑止策についての報告である。これ以外は、第五報告では資金分配に関する  
方法が論じられており、これは平等と言った憲法的な原理との関わりが重視されているほか、第一報告ではアンシャン・レ  
シームからの救貧策が歴史的観点からの整理されており、委員会の考え方を知るべく興味深い点が多々含まれている。

(a) 以降、救貧委員会の扶助制度の構想について分析（ぶんせき）する。cf. Robert CASTEL, *Les métamorphoses de la question social: Une chronique du salariat*. Gallimard <Folio essais>, 1999 (1<sup>re</sup> ed., Fayard, 1995), pp. 294-337; Giovanna PROGACCI, *Gouverner la misère: La question sociale en France 1789-1848*, Seuil, Paris, 1993, pp. 65-78; Catherine DUPRAT, "Pour l'amour de l'humanité" Le temps des philanthropes. *La philanthropie parisienne des Lumières à la monarchie de Juillet*, Edition du C. T. H. S, Paris, 1993, t. 1, pp. 298-319; Louis TRENARD, "L'idéologie révolutionnaire et ses incidences," in Jean

- IMBERT (dir.), *La protection sociale sous la Révolution française*, Association pour l'étude de l'histoire de la sécurité sociale, Paris, 1990, pp. 144-151; Michel GUILLAUME (dir.), *La sécurité sociale: son histoire à travers les textes*, t. 1, Association pour l'étude de l'Histoire de la Sécurité Sociale, Paris, 1994, pp. 63-84; Léon LALLEMAND, *La révolution et les pauvres*, Alphonse Picard et fils, Paris, 1898, pp. 43-52; Camille BLOCH, *L'assistance et l'Etat en France à la veille de la Révolution: Généralités de Paris, Rouen, Alençon, Orléans, Châlons, Soissons, Amiens (1764-1790)*, Slatkine-Megaritis Reprint, Genève (Réimpression de l'édition de Paris, 1908), 1974, pp. 430-450; Michel BOUCHET, *L'assistance publique en France pendant la Révolution*, Imprimerie Henri Jouve, Paris, 1908, pp. 141-196; Ferdinand DREYFUS, *Un philanthrope d'autrefois: La Rochefoucauld-Liancourt 1747-1827*, Plon, Paris, 1903, pp. 172-188; 平賀『トゥーナス労働者政策史論』晃洋書房、一九七六、一七九一八五頁・林信明『トゥーナス社会事業史研究』「ベルナード書房」一九九九、一一六一四四頁・坂上孝『近代的統治の誕生——人口・世謹・家族』扶波書店、一九九九、一四五一四〇頁。
- (3) "Plan de Travail" in BLOCH et TUETEY, *Procès-Verbaux cit. in n. I*, p. 310.
- (4) "Premier rapport" in BLOCH et TUETEY, *Procès-Verbaux cit. in n. I*, p. 328.
- (5) "Plan de Travail" in BLOCH et TUETEY, *Procès-Verbaux cit. in n. I*, p. 311-312.
- (6) Ibid., p. 315.
- (7) Ibid., pp. 315-316.
- (8) Ibid., p. 316.
- (9) Ibid., pp. 310-311.
- (10) "Premier rapport" in BLOCH et TUETEY, *Procès-Verbaux cit. in n. I*, p. 328.
- (11) 私見(6)の議論は、産業構造などに由来する貧困の問題を自然災害などと同じ懾然的な要素としてしが把握しきる。労働者が充分な食事もされず消耗し、簡単に病気や障害の犠牲になることは言及されていても、それを憲法上の問題として、人権の問題として捉えているのは微妙である。いうした点も、憲法上の問題といつても現代の社会国家における憲法問題と革命期における憲法問題とが必ずしも同じような性格、同じ意味合いを持つとは限らないことをあらわしている。生存の権利と言ひても、現在のわれわれが考えるような「健康で文化的な生活」を送ることができる生存のレベルを保障するものではない(これは本文中に示した引用からも明らかである)（もともと現代日本の「生存権」も「法の十全な効力をもつて」保障されているかどうかは問題ではあるが）。ハエースなどの論じる「扶助の権利」という「児社会的な響きを持つ権利は、必ずしも現在これらとの社会権とは同じではないとは別のもの」でも論じたが（波多野敏「一七八九年人権宣言と扶助の権利」）。

〔記〕 聖大法学四八卷四〇二二〇〇年、委員会は「生存の権利」として「生存の尊重と権利」をやむを得ぬものな相違点を抱えている。

- (12) "Plan de Travail" in BLOCH et TUETEY, *Procès-Verbaux cit. in n. I.*, p. 317.
- (13) "Premier rapport" in BLOCH et TUETEY, *Procès-Verbaux cit. in n. I.*, pp. 316-317.
- (14) "Premier rapport" in BLOCH et TUETEY, *Procès-Verbaux cit. in n. I.*, p. 327.
- (15) Ibid., p. 328.
- (16) "Plan de Travail" in BLOCH et TUETEY, *Procès-Verbaux cit. in n. I.*, p. 317.
- (17) "Premier rapport" in BLOCH et TUETEY, *Procès-Verbaux cit. in n. I.*, pp. 330-332.
- (18) "Troisième rapport" in BLOCH et TUETEY, *Procès-Verbaux cit. in n. I.*, p. 360.
- (19) Ibid., p. 358.
- (20) Ibid., pp. 366-367.
- (21) Ibid., p. 369.
- (22) Ibid., pp. 369-370.
- (23) Ibid., pp. 372-373.
- (24) Ibid., pp. 373-374.
- (25) Ibid., p. 375.
- (26) "Second rapport" in BLOCH et TUETEY, *Procès-Verbaux cit. in n. I.*, pp. 354-355.
- (27) "Quatrième rapport" in BLOCH et TUETEY, *Procès-Verbaux cit. in n. I.*, p. 385.
- (28) "Troisième rapport" in BLOCH et TUETEY, *Procès-Verbaux cit. in n. I.*, p. 376.
- (29) "Quatrième rapport" in BLOCH et TUETEY, *Procès-Verbaux cit. in n. I.*, p. 391.
- (30) Ibid., p. 387. リベラル労働による援助やつむよの強力な対策として、委員会は所有による援助にも触れている。つまり、当時、一四〇〇万アルペンから二〇〇〇万アルペンの国有地が無駄になつておらず、これを無償で貧者に配分する。しかし、ここで財産所有者の数を増やすことで貧困対策とする、貧しい者の腕で耕作された土地を、彼らに譲り渡すことや、貧しい者は貧困から解放され、祖国に結びつけられることになるであろうところである。されば、労働による扶助と平行して、労働に基づいて財産を分配する、いわゆる貧困を根本から撲滅することも考えられてゐる (Ibid., p. 388)。むへとも、この構想はかなはずしめ教貧委員会だけで議論であるのではなく、教貧委員会の議論としては以上具体化されるにはない。
- (31) Ibid., p. 391.

- (32) Ibid., pp. 394-395.
- (33) Ibid., p. 396.
- (34) Ibid., pp. 396-397.
- (35) Ibid., p. 394.
- (36) Ibid., p. 403.
- (37) Ibid., pp. 403-404.
- (38) Ibid., pp. 407-419.
- (39) Ibid., p. 420.
- (40) Ibid., pp. 420-421.
- (41) Ibid., p. 423.
- (42) Ibid., p. 426.
- (43) Ibid., pp. 427-431.
- (44) 慈善団体はアーヴィング・ルシームからの慈善作業所について、この時点では全面的に否定はしていないが、費用がかかるが非常に不平等で、不完全な援助しか与えず、怠惰を招くものとして否定的にしか評価していない。（Ibid., pp. 429-430）。いわゆる委員会の議論の背景に、すでに前節でみたような慈善作業所の問題があることは推測できる。この翌年には、男性の失業者を対象とした慈善作業所を維持することは放棄されるが、こうした政策変更にも救貧委員会が大きな役割を果たしていることはすばやくみた通りである。
- (45) Ibid., p. 431.
- (46) Ibid., p. 432.
- (47) Ibid., pp. 432-433。いわゆる救貧委員会の議論の性格の把握の仕方として、Catherine DUPRAT は、個別具体的な労働の権利が認められないことからこれを福祉国家とは対照的な自由主義的なものと捉える（DUPRAT, *op. cit. in n. 2*, p. 317）が、Robert CASTEL は、積極的な国家介入と自由主義的な国家観とともに存在していることを救貧委員会の議論の特徴と捉え、あるにはいなかった一つの国家観の併存が現実的には扶助政策の実現を困難なものにした大きな要因と見てくる（CASTEL, *op. cit. in n. 2*, pp. 312-315）。現代でも社会権の人権がかなりすしも個別具体的な請求権を保障したものではないところを考えて、具体的な労働権が認められなくても、これを福祉国家的な施策だと捉えることは可能であり、いわゆるところを考えて、DUPRAT のような限定的な捉え方を探る必要は無いのではないか。

革命期の、例えばシェースの理論に見られる国家観なども、単純な古典的自由主義的国家観ではなく、社会経済的領域に積極的な国家介入を行なつてゆくという面がある」とも指摘されており、こうした革命期の国家観をどのように捉えるかということは、この時期の扶助政策を理解するうえでも重要なポイントになるかと思われる。救貧委員会の議論が行われている一七九〇年から一七九一年の段階と、実際に扶助制度が立法化されて行くモンタニュ派独裁の時期とでも国家のあり方は微妙に変化しているであろう。この問題を検討するには、救貧委員会の議論だけでなく、例えば憲法をめぐる議論など、革命期のさまざまな議論の検討が必要となるが、そもそも福祉国家あるいは自由主義国家という枠組みでこうした議論を整理することが果たして歴史的に適切なのかという問題もある。たとえば、ロザンヴァロンは、アンシャン・レジームからの保護主義的国家と福祉国家との連続性を重視する議論を展開している (cf. Pierre ROSANVALLON, *La crise de l'Etat-providence, nouvelle édition*, Seuil (Points Essais), Paris, 1992)。またこのロザンヴァロンの議論を紹介しているものとして、高村学人「フランス革命期における反結社法の社会像——ル・シャブリエによる諸立法を中心に」早稲田法学会誌 第四八卷、一九九八、一〇五一六〇頁)。革命期の国家観に大きな影響を与えていたりであるから、古典的な社会契約論は、基本的に個々人の生存を確保するためには国家を形成するという論理を採つており、国家が個々人の生存に配慮するというのはこの時期の国家観の基本にあるように思われる。扶助制度がこうした国家観のあらわれであるならば、福祉国家か自由主義国家かという対立軸で考えるよりもロザンヴァロン的な考え方を取り入れてくるほうが歴史的な整理としては適切であるようと思われる。

(48) "Quatrième rapport," BLOCH et TUETEY, *Procès Verbaux cit. in n. 1*, p. 438.

(49) Ibid., pp. 433-435. 委員会は「一労働日の賃金相当以下の税金しか払つていない家庭については四人以上、三労働日の賃金相当の税金しか払つていない者については六人以上の子供がいるときに、それぞれの子供について二〇歳まで養育費の補助を行なつたり」と考へてゐる (Ibid., p. 435)。また、各県に基金が分配され、この基金を下に季節的な作業所の設置運営が考えられ

る (Ibid., p. 436)。

(50) Ibid., p. 454.

(51) Ibid., pp. 458-464.

(52) "Sixième rapport," in BLOCH et TUETEY, *Procès Verbaux cit. in n. 1*, pp. 511-514. 犯罪者を処罰しつゝこれを改良すると

いう犯罪者の更生の問題は、革命期の一般的な刑法の議論においても共通の基本的な視点であり、一七九一年刑法に関するルベルティエ報告でも同様の視点は明確である。この点について、波多野敏「モノマニーと刑事責任——一九世紀前半のフランスにおける刑法と医学(一)」京都学園法学一九九四年第一号(111)-117頁を参照。

(53) "Sixième rapport," in BLOCH et TUETEY, *Procès Verbaux cit. in n. 1*, p. 513.

- (54) Ibid., pp. 514-515.

(55) Ibid., pp. 514-515.

(56) Ibid., p. 513-514.

(57) Ibid., pp. 519-522, 532-533.

(58) Ibid., pp. 522-524.

(59) Ibid., p. 524.

(60) いへした矯正院がうまく機能するためには、やがてやがてに注意する」とが必缺となる。委員会は、いへした点にてての詳議論を行なつてゐる。矯正院の労働による成果によつて一般的な経済発展が阻害されるようになりがあるてはならぬことである。あるいはこゝでした労働から収容者が得られる利益が、社会一般の労働者より大やくなることがあつてはならぬことである。Ibid., pp. 525-526.

(61) Ibid., p. 530.

(62) Ibid., p. 530.

(63) *Rapport sur l'organisation générale des secours publics, et sur la destruction de la mendicité, présenté à l'Assemblée nationale, au nom du comité des secours publics, par M. Bernard d'Airy... le 13 juin 1792, l'an quatrième de la liberté, impr. par ordre de l'Assemblée nationale.* 国議院 Archives Parlementaires, t. 45, pp. 136-159. 12月開幕されたArchives Parlementaires は報告書を指示してある。報告が中斷されたために、本稿ではArchives Parlementaires, p. 153, 11月報告にこゝへて本稿の注文であげた文献の分析が参考になるが、報告が救貧委員会の議論をもつてはならない。本稿では、直接分析してあるものである。直接の報告は言及しておらず、むしろ、cf. TRENARD, art. cit. in n. 2, pp. 187-191; GUILLAUME, op. cit. in n. 2, pp. 84-86; BOUCHET, op. cit. in n. 2, pp. 299-319; Ferdinand D'REYFUS, *L'assistance sous la Législative et la Convention (1791-1795)*, Société nouvelle de librairie et d'édition, Paris, 1905, pp. 25-33.

(64) *Rapport et articles additionnels au projet de décret du Comité des secours publics, sur l'organisation générale de cet établissement par M. Bernard d'Airy... impr. par délibération du Comité des secours publics.* 国議院 Archives Parlementaires, t. 50, pp. 610-611. 12月開幕されたArchives Parlementaires, t. 45, p. 137.

(65) Ibid., p. 138.

(66) Ibid., p. 138.

(67) *Ibid.*, pp. 138-139. ジョレスは「社会的サービスは相互に提供されるものであり、DREYFUS が、ソシエタリズムの原理を認める」(cf. DREYFUS, *op. cit. in n. 63*, p. 28).

(68) *Archives Parlementaires*, t. 45, p. 139.

(69) ハヤハ・シモンは貧者の生存 existence の権利と生存の糧 subsistence の権利との違いを強調し、前者が「個人のうちにあるすべての力の保護と発展」の保障を意味しているのに対し、後者は「栄養をとるという機能」に限定された保障であるとする。そのうえで、公的扶助委員会が生存の糧にたいしてのみしか権利を認めないとするに關して、「(1)の委員会の言ふ格律は、一七九二年の段階で、資産のあるブルジョワジーが貧者にたいして実際は生存の糧しか認めず、貧者が「生存」という言葉に十分な価値を与えるには十分な力も意識も持っていないことを意味しているのだ。實際、「生存の糧のみ」を訴えるということを保障するため、この報告と提案されたデクレは、貧者を扶助するため国によつて組織される公的労働の資金は私的な産業の給与より安く、労働権は生存の糧への権利に飲み込まれてしまつ」と評してゐる。existence と subsistence ところの言葉だけでも、の二つの権利の内容がジョレスの言うように区別できるかどうかはともかく、公的扶助委員会の報告では貧者の最低限の生存の保障しか認めていないことは間違いない。ジョレスはこれを「資産あるブルジョワジー」の利害から説明しようとするが、(1)では國家がたとえ最低限であつてもそれでもなお個人の生存に責任を持つとしているが、そして、扶助を行つことによつて、かえつて扶助に頼り将来の備えも考えず怠惰に日々を暮らすような貧者を再生産しないこと、扶助制度を通じて勤勉な個人を作り出すべしとする配慮を取つておられた。ジョレスの指摘は、Jean JAURES, *Histoire socialiste (1789-1900)*, J. Routh, Paris, 1901, t. 2, pp. 1112-1114°。シモンの講義に触れて、*ibid.* cf. TRENDARD, art. cit. in. n. 2, p. 190; BOUCHEZ, *op. cit. in n. 2*, p. 303-304; DREYFUS, *op. cit. in n. 63*, p. 26. など。

(70) *Archives Parlementaires*, t. 45, pp. 139-141.

(71) "Troisième rapport du comité de mendicité" in BLOCH et TUETEY, *Procès-Verbaux cit. in n. 1*, pp. 374-377.

(72) *Archives Parlementaires*, t. 45, pp. 141-143.

(73) *Ibid.*, pp. 143-144.

(74) *Ibid.*, pp. 145-147.

(75) *Ibid.*, pp. 145, 146.

(76) *Ibid.*, p. 145.

(77) *Ibid.*, p. 146.

(78) *Ibid..*

- (79) *Ibid.*... 147.
- (80) *Ibid.*, p. 148.
- (81) *Ibid.*, pp. 148-149.
- (82) *Ibid.*, pp. 149-150.
- (83) *Ibid.*, pp. 150-152.
- (84) *Ibid.*, pp. 152-153.
- (85) *Ibid.*, p. 153.
- (86) *Ibid.*, p. 154.
- (87) *Ibid.*, p. 155.
- (88) *Ibid.*, pp. 155-156.
- (89) *Ibid.*, pp. 156-157.
- (90) *Ibid.*, p. 157.
- (91) ハーネスは『第三身分とは何か』において、国家は労働からなつており、労働に携わらない貴族は国民たりえないとした。第一身分の「祈る」という役割、第二身分の「戦う」という役割を無視し、第三身分の役割である「働く」といういふいそが国家を作り上げるのであり、働く者こそが共通の法に従う国民であるとしたシエースの革命の論理をつらなければ、労働をしない物乞もまた国民たりえないとする論理は可能であるし、逆に労働をしていれば「市民」たりうるとこゝ論理にもつながつてやくであらう（）の点についてのシエースの議論についてはとりあえず、William H. Sewell, Jr., *A Rhetoric of Bourgeois Revolution: The Abbé Sieyès and What Is the Third Estate?*, Duke Univ. Pr., Durham and London, 1994 参照。またハーネスの発言について、SIEYES, "Dire sur la question du veto royal," (1789) in Emmanuel-Joseph SIEYES, Robert ZAPPERI (ed.), *Écrits politiques, Edition des archives contemporaines*, Paris, 1985, p. 236 を参照）。また、革命前、選挙権を財産のある者のみに限定して考えていたハーネスは普通選挙制を実現した国民公会のものとの議論として、労働によって独立して生きる者の市民としての権利を認めるにいたる（コンドルセ憲法草案）河野健二編『資料フランス革命』岩波書店、一九八九年、三六二—三六八頁）。国民であることの基礎に労働を置くといふシエース的な労働にかんする論理は革命を貫く論理として一定程度共有されているようと思われる。

しかしながら、公的扶助委員会が言うように、個々人の労働によつて社会を支えてゆくことがはたして社会契約から帰結する義務であるかどうかは必ずしも明確ではない。さらに、富者はいいでは、かつての労働によつて生れる者とされ、

## 九四

(92) 他人の扶助を求めて生きるまで怠惰になることなのである。

施し、つまり偶然的な他人の意思に依存して生きる物乞とは同じではないと整理される。委員会については、富者は自分の資産によって生きるのに対し、物乞は他人の資産によって生きている。富者はある時に働いているわけではなくとも、物乞と同じように非難されるわけではなく、今この瞬間に怠惰であること自体は必ずしも非難されるわけではない。非難されるべきは、

「すべての豊かで大きな社会は多くの貧者を抱えている。したがって、ささやかな貯蓄、ほとんど毎日の貯蓄を有利に預ける手段がなければ、その社会は、不幸で腐敗したものとなる。逆にこの手段がほぼ全体に行き渡れば、貧しい者は少数になり、福祉は楽しみでしかなくなり、貧困が屈辱的で堕落したものではなくなる。そして、うまく構成された憲法、賢明な法律、理性的な行政があれば、われわれは、地上を、長きにわたった不平等と苦痛から解放し、その多くのメンバーの幸福を目的とし、かつ実現する社会を見ることができるだろう。同時にこの制度によって社会の貧困層は扶助と資金を得ることができる。その成長の生命に結びつけられた収入によつて生きている家族の破滅を防ぎ、その運命に保険がかけられる者の数は増え、未來の安定と産業や商業の発展から必然的に生まれる変化とを両立させ、こまちかつてどこにも存在しなかつた、豊かで活動力にあふれ、多くの人々をもちらがらも、貧しい堕落した層の存在しない国家を樹立する」とができる。(改行は省略・波多野注)

*Discours sur les finances prononcé à l'Assemblée Nationale par M. Condorcet, Le 12 Mars 1792, pp. 12-13, Imprimerie Nationale, もだ Archives Parlementaires, t. 39, p. 602.* 革命前のコンドルセの講論においては、波多野敏「一七八九年人権宣言と扶助の権利(二)」島大法学四八巻三号、七〇—七一頁でも触れておいた。) コンドルセは、新しく良き社会が到来すれば、構造的な貧困は減少し、残った偶然的な貧困に対しても保険・年金的な制度を整備することで対応できると考えている。コンドルセは、新しい国を作るためにこの保険・年金制度をきわめて重要なものと位置づけているが、これは貧困の予防という経済的制度でもあると同時に、倫約によつて貧しい者の「正しい振る舞い」を促進する道徳的な制度でもある。保険が道徳的な制度である点については、例えば、Francois Ewald, *L'Etat Providence*, Grasset, 1986, pp. 204-205 を参照。また、革命期の貧困をめぐる議論が、個人の道徳的な再生を目指したものであるといつてよい指摘の一例として、PROCACCI, *op. cit. in n.* 2, p. 67 を参照。